

安全で快適なまちに

令和7年版

(令和6年交通統計)

新宿区

まえがき

令和6年の全国の交通事故件数は290,895件で前年より17,035件減少し、負傷者数も344,395人と前年より21,200人減少しました。また、死者数も令和5年の2,678人から2,663人に減少しました。

新宿区においては、交通事故件数は令和5年の1,092件から令和6年は1,111件と19件増加し、負傷者数も1,199人から1,206人と7人増加しました。死者数は7人から6人と1人減少しましたが、交通事故は依然として区民の尊い命の脅威となっています。

近年、環境意識や健康志向の高まりとともに、コロナ禍以降交通手段として自転車の利用が注目されています。一方、新宿区の交通事故全体に占める自転車事故の割合は約39.3%と依然として高く、利用者のルールの遵守とマナーの実践に課題がみられる状況となっています。このようなことから、令和5年4月1日の道路交通法改正によるすべての自転車利用者へのヘルメット着用の努力義務化に続き、令和6年11月1日には自転車の「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」に関する罰則が適用されることとなりました。

交通安全を推進するためには、自動車運転者のみならず歩行者及び自転車利用者が正しい交通ルールを守っていくことが重要です。区は、関係機関との連携により、交通安全教室や自転車教室等を実施し、交通安全意識の普及啓発に一層努めています。また、日頃から道路を利用している地域の皆様や学校等の参加を得て、関係機関と合同で通学路等の点検を実施しています。さらに、放置自転車対策や駐輪場の設置、路上等障害物対策を推進し、安全かつ円滑な交通環境の確保に努め、交通事故のない安全なまちをめざします。

本書は、令和6年中の交通事故発生状況を重点に、交通環境、交通安全等に関する施策の概要をまとめたものです。本書が交通安全に関する資料として活用され、交通事故の減少の一助となれば幸いです。

終わりに本書の作成に当たり、資料提供等のご協力をいただきました関係機関の皆様に深く御礼申し上げます。

令和7年7月

新 宿 区

用語の説明

交通事故	道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両・路面電車及び列車の交通によって起こされた、人の死亡又は負傷を伴った事故及び物的損害を伴った事故をいう（本書では人身事故のみ扱う）。
人身事故	交通事故により人の死傷があったものをいう。
死亡	交通事故発生から24時間以内に死亡した場合をいう。
重傷	交通事故により負傷し加療日数が30日以上の場合をいう。
軽傷	交通事故により負傷し加療日数が30日未満の場合をいう。
負傷	重傷と軽傷の合計をいう。
当事者	交通事故に関係した人をいうが、車両等が関係した事故の運転者については、運転中の車両等を当事者としている。
第1当事者	過失（違反）がより重いか又は過失（違反）が同程度の場合は、被害がより小さい方の当事者をいう。
第2当事者	過失（違反）がより軽いか又は過失（違反）が同程度の場合は、被害がより大きい方の当事者をいう。
車両	道路交通法第2条第1項第8号に規定する自動車、原動機付自転車、軽車両（自転車・荷車等）及びトロリーバスをいう。
歩行者の事故	歩行中の人のほか路側に立っていた人、路上作業、路上遊戯中等の者が関係した事故をいう。
子どもの事故	幼児（園児を含む）、小学生又は中学生が関係した交通事故をいう。
若年層の事故	中学校卒業後から25歳未満までの年齢層の人が関係した交通事故をいう。
高齢者の事故	年齢65歳以上の人が関係した交通事故をいう。

1 交通事故の概要	4
(1) 全国の交通事故	4
(2) 東京都の交通事故	5
(3) 23 区内の交通事故	6
2 新宿区の交通事故	7
(1) 交通事故発生状況の推移	7
(2) 月別事故発生状況	8
(3) 時間帯別事故発生状況	9
(4) 昼夜別事故発生状況	10
(5) 年齢層別事故件数及び死傷者数	11
(6) 類型別事故発生状況	12
(7) 当事者別事故件数及び死傷者数	13
(8) 通行目的別事故件数	14
(9) 違反原因別事故発生状況	15
(10) 道路別事故発生状況	18
(11) 警察署別事故発生状況	21
(12) 死亡事故発生状況	22
3 新宿区の交通環境と安全対策	24
(1) 道路の現況	24
(2) 軽自動車台数（新宿区登録）	24
(3) 区内の交通量	25
(4) 交通安全施設等の整備状況	26
(5) 交通安全運動	27
(6) 放置自転車対策	32
(7) 路上等障害物対策	40
(8) 新宿区自転車シェアリング事業	44
4 救済制度	45
交通事故相談	45

(注) この資料における構成率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、
個々の集計値の合計が100%にならない場合があります。

【参考】

新宿区交通安全協議会規約	46
--------------------	----

(1) 全国の交通事故

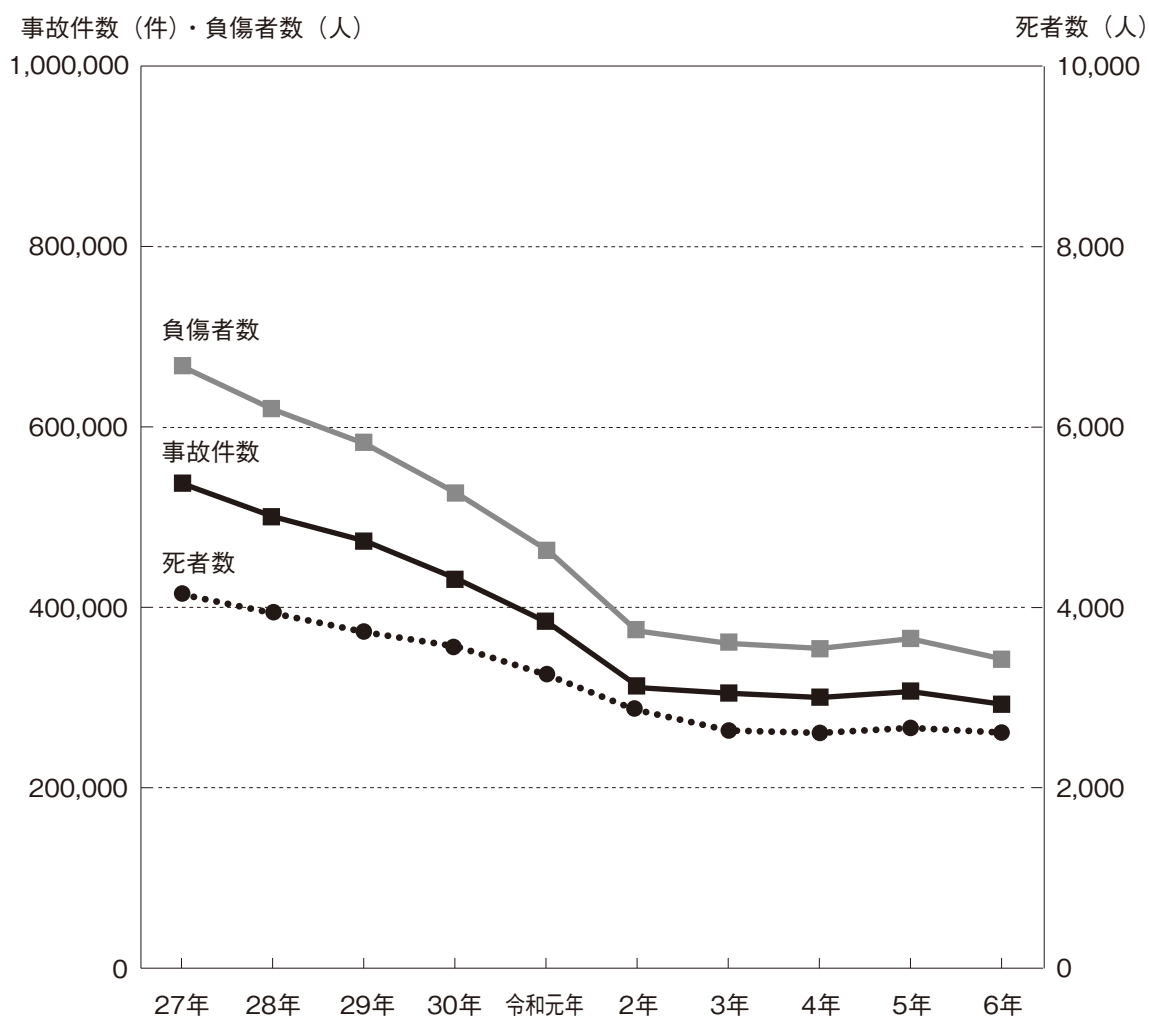
令和6年の全国の交通事故をみると、事故件数は290,895件で、前年に比べ17,035件(5.5%)減少した。死者数は2,663人で15人(0.6%)減少し、負傷者数も344,395人で21,200人(5.8%)減少した。

事故発生状況の推移（全国）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事故件数	536,899	499,201	472,165	430,601	381,237	309,178	305,196	300,839	307,930	290,895
死者数	4,117	3,904	3,694	3,532	3,215	2,839	2,636	2,610	2,678	2,663
負傷者数	666,023	618,853	580,850	525,846	461,775	369,476	362,131	356,601	365,595	344,395

(資料：警察庁交通局)

事故発生状況の推移（全国）



(資料：警察庁交通局)

(2) 東京都の交通事故

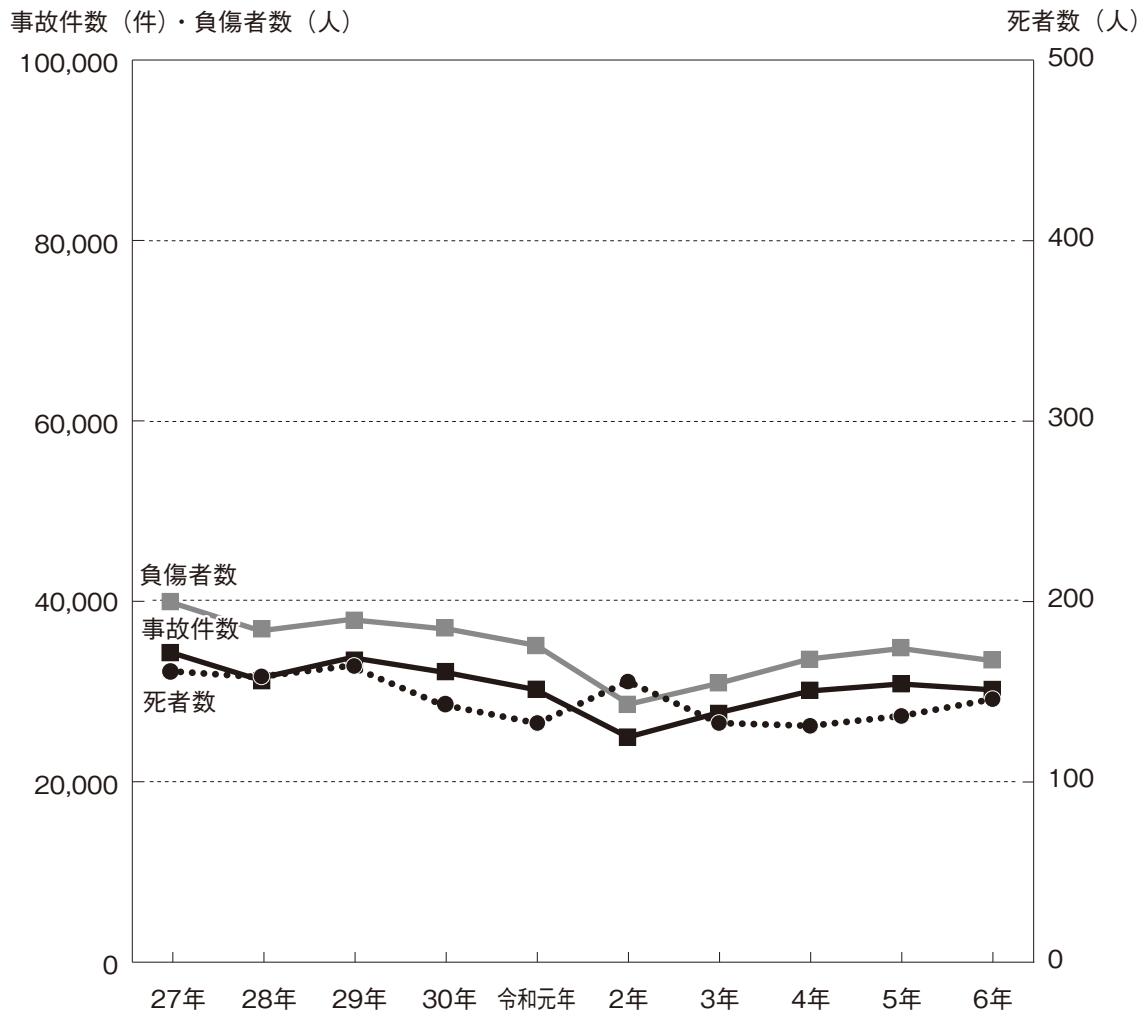
令和6年の都内の交通事故をみると、事故件数は30,103件で前年に比べ1,282件（4.1％）減少した。死者数は146人で10人（7.4％）増加し、負傷者数は33,251人で1,619人（4.6％）減少した。

事故発生状況の推移（都）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事故件数	34,274	32,412	32,763	32,590	30,467	25,642	27,598	30,170	31,385	30,103
死者数	161	159	164	143	133	155	133	132	136	146
負傷者数	39,931	37,828	37,994	37,443	34,777	28,888	30,836	33,429	34,870	33,251

（資料：警視庁交通部）

事故発生状況の推移（東京都）



（資料：警視庁交通部）

(3) 23 区内の交通事故

令和 6 年の 23 区の交通事故を見ると、事故発生件数は 21,025 件、死者数は 93 人、負傷者数は 22,894 人で、前年に比べて発生件数、死者数及び負傷者数ともに減少した。

23 区交通事故発生状況

23 区	発生件数	死者数	重傷者数	軽傷者数
総 数	21,025	93	1,375	21,519
千 代 田 区	579	3	33	617
中 央 区	697	2	57	725
港 区	1,115	4	82	1,147
新 宿 区	1,111	6	80	1,126
文 京 区	472	3	27	481
台 東 区	710	3	57	725
墨 田 区	585	3	40	597
江 東 区	1,246	4	67	1,291
品 川 区	924	4	44	937
目 黒 区	609	2	42	611
大 田 区	1,506	13	113	1,530
世田谷区	1,808	3	94	1,897
渋谷区	726	5	61	713
中 野 区	622	2	25	632
杉 並 区	1,034	4	63	1,089
豊 島 区	527	6	33	522
北 区	532	6	58	516
荒 川 区	353	1	28	349
板 橋 区	1,088	3	51	1,116
練 馬 区	1,007	6	77	1,034
足 立 区	1,715	4	85	1,790
葛 飾 区	743	2	51	755
江 戸 川 区	1,316	4	107	1,319

高速道路上での交通事故は含まず。

(資料：警視庁交通部)

(1) 交通事故発生状況の推移

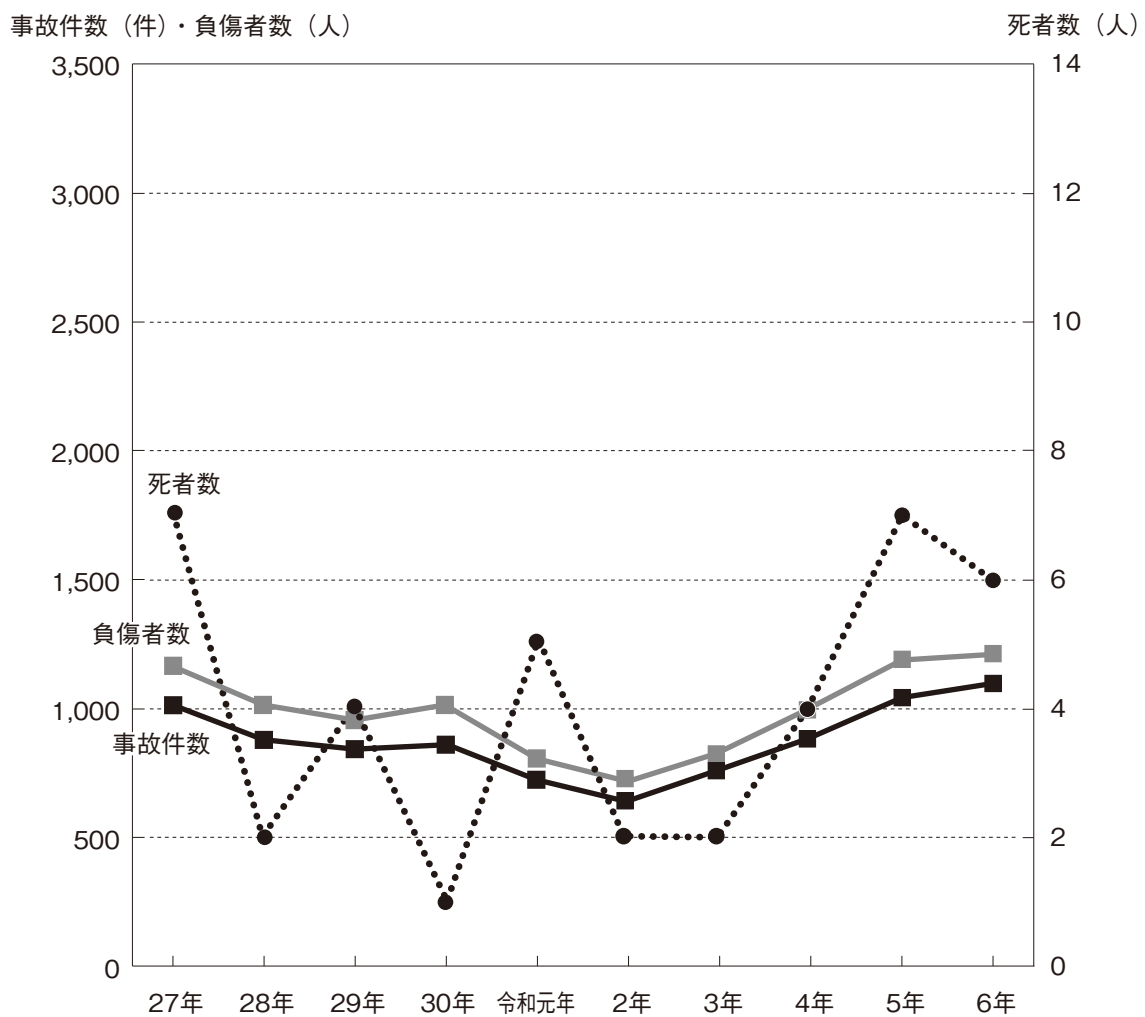
令和6年の区内の交通事故を見ると、事故件数は1,111件で、前年に比べ19件（1.7%）増加した。死者数は6人で昨年より1人減少し、負傷者数は1,206人で7人（0.6%）増加した。

事故発生状況の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事故件数	1,010	897	862	871	720	655	761	883	1,092	1,111
死者数	7	2	4	1	5	2	2	4	7	6
負傷者数	1,173	1,020	976	1,021	822	722	827	999	1,199	1,206

(資料：警視庁交通部)

事故発生状況の推移



(資料：警視庁交通部)

(2) 月別事故発生状況

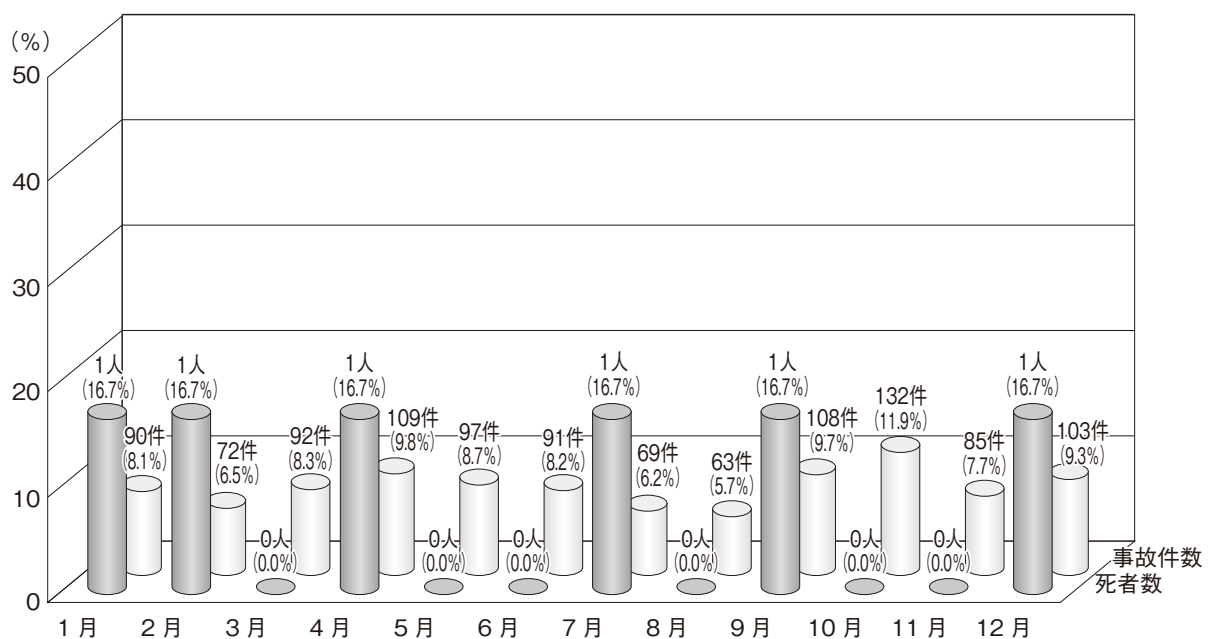
事故件数は、10 月が 132 件（11.9％）と最も多く、8 月が 63 件（5.7％）と最も少ない。

月別事故発生状況

	事故件数	昨年比増減数	構成率	死者数	構成率	重傷者数	軽傷者数
1 月	90	10	8.1%	1	16.7%	6	92
2 月	72	6	6.5%	1	16.7%	9	70
3 月	92	1	8.3%	0	0.0%	11	90
4 月	109	25	9.8%	1	16.7%	10	106
5 月	97	12	8.7%	0	0.0%	5	107
6 月	91	-2	8.2%	0	0.0%	7	91
7 月	69	-31	6.2%	1	16.7%	3	70
8 月	63	-40	5.7%	0	0.0%	2	63
9 月	108	16	9.7%	1	16.7%	7	103
10 月	132	35	11.9%	0	0.0%	8	137
11 月	85	-27	7.7%	0	0.0%	5	85
12 月	103	14	9.3%	1	16.7%	7	112
合 計	1,111	19	100.0%	6	100.0%	80	1,126

（資料：警視庁交通部）

月別事故件数・死者数



(3) 時間帯別事故発生状況

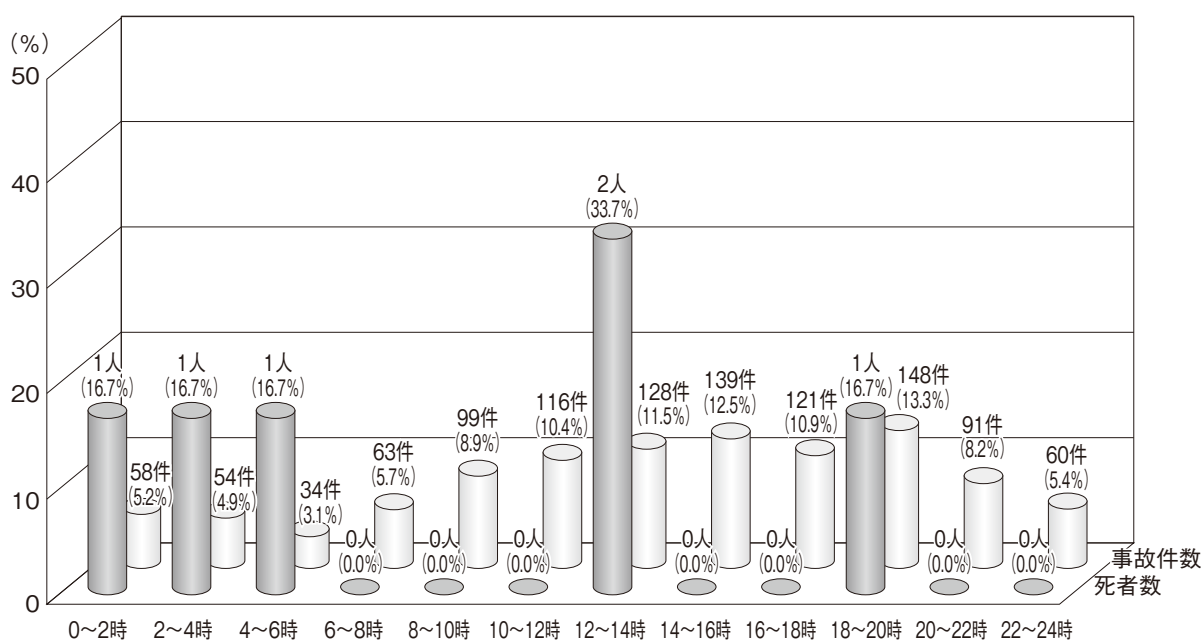
事故件数は、18 時～20 時が 148 件（13.3%）と最も多く、4 時～6 時が 34 件（3.1%）と最も少ない。

時間帯別事故発生状況

	事故件数	昨年比増減数	構成率	死者数	構成率	重傷者数	軽傷者数
0～2 時	58	-4	5.2%	1	16.7%	7	59
2～4 時	54	23	4.9%	1	16.7%	9	50
4～6 時	34	7	3.1%	1	16.7%	7	27
6～8 時	63	1	5.7%	0	0.0%	11	59
8～10 時	99	-24	8.9%	0	0.0%	4	105
10～12 時	116	6	10.4%	0	0.0%	8	115
12～14 時	128	-19	11.5%	2	33.3%	4	134
14～16 時	139	14	12.5%	0	0.0%	7	142
16～18 時	121	-10	10.9%	0	0.0%	6	125
18～20 時	148	21	13.3%	1	16.7%	5	152
20～22 時	91	4	8.2%	0	0.0%	7	96
22～24 時	60	0	5.4%	0	0.0%	5	62
合 計	1,111	19	100.0%	6	100.0%	80	1,126

（資料：警視庁交通部）

時間帯別事故件数・死者数



(4) 昼夜別事故発生状況

昼間の事故が件数 653 件（58.8%）と 6 割に迫っている。

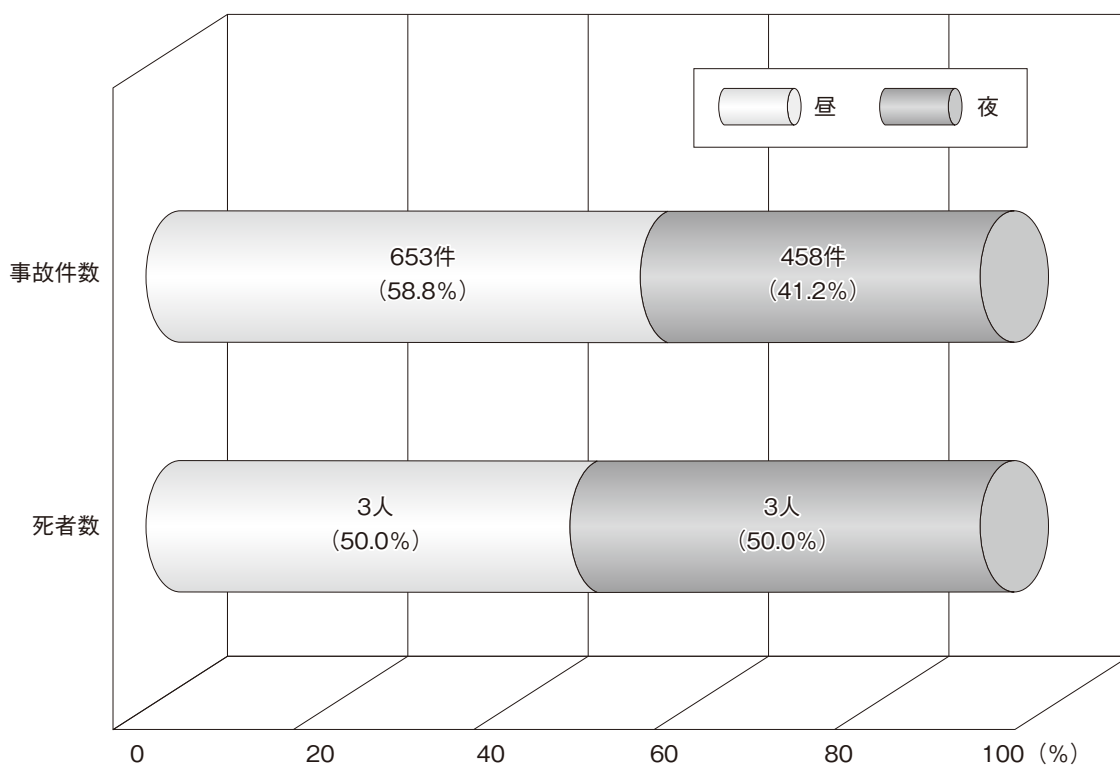
昼夜別事故発生状況

	事故件数	昨年比 増減数	構成率	死者数	構成率	重傷者数	軽傷者数
昼	653	-22	58.8%	3	50.0%	41	661
夜	458	41	41.2%	3	50.0%	39	465
合 計	1,111	19	100.0%	6	100.0%	80	1,126

※昼とは日の出から日没までをいう。

（資料：警視庁交通部）

昼夜別事故件数・死者数



(5) 年齢層別事故件数及び死傷者数

50 歳代の事故件数が、393 件（19.2％）と最も多い。死者数は、50 歳代と 70 歳以上がそれぞれ 2 人（33.3％）ずつとなっている。

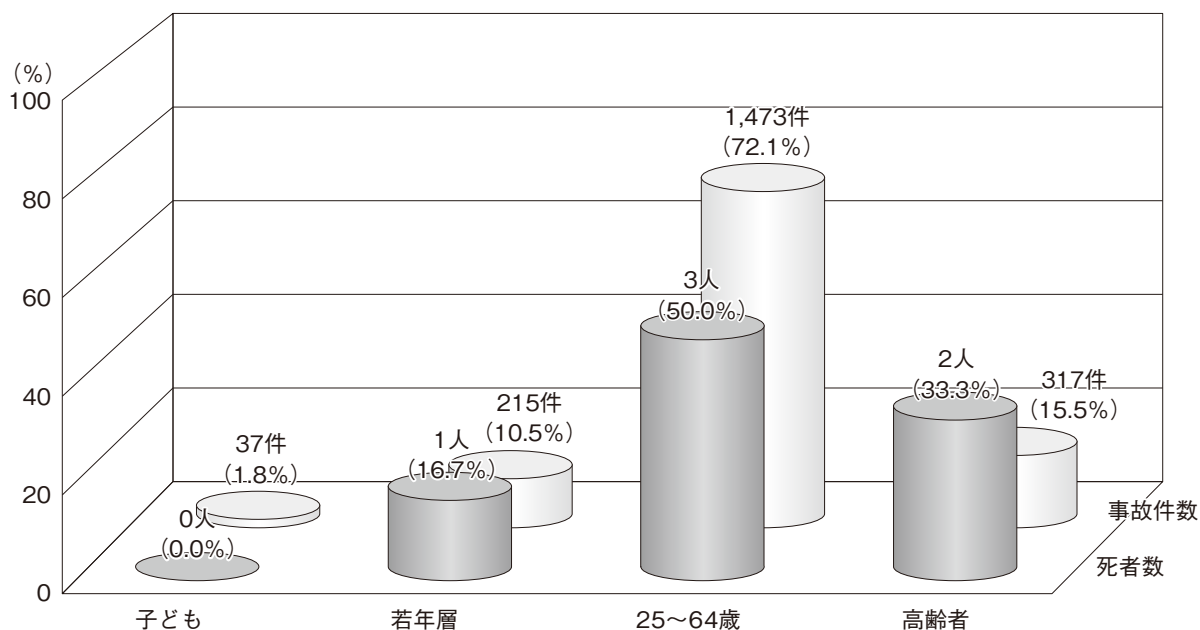
年齢層別事故件数及び死傷者数

		事故件数	昨年比増減数	構成率	死者数	構成率	重傷者数	軽傷者数
子ども		37	-2	1.8%	0	0.0%	2	40
	幼児	4	-2	0.2%	0	0.0%	1	11
	小学生	23	-2	1.1%	0	0.0%	1	22
	中学生	10	2	0.5%	0	0.0%	0	7
若年層		215	3	10.5%	1	16.7%	10	124
	高校生	6	-3	0.3%	0	0.0%	0	7
	20 歳未満	40	13	2.0%	0	0.0%	2	16
	20 ～ 24 歳	169	-7	8.3%	1	16.7%	8	101
25 ～ 64 歳		1,473	64	72.1%	3	50.0%	57	815
	25 ～ 29 歳	217	22	10.6%	0	0.0%	7	124
	30 歳代	355	43	17.4%	0	0.0%	16	216
	40 歳代	364	-15	17.8%	1	16.7%	16	201
	50 歳代	393	26	19.2%	2	33.3%	13	219
	60 ～ 64 歳	144	-12	7.1%	0	0.0%	5	55
高齢者		317	9	15.5%	2	33.3%	11	147
	65 ～ 69 歳	101	-2	4.9%	0	0.0%	2	42
	70 歳以上	216	11	10.6%	2	33.3%	9	105
合 計		2,042	74	100.0%	6	100.0%	80	1,126

※事故件数は、第 1・第 2 当事者合計件数

（資料：警視庁交通部）

年齢層別事故件数・死者数



(6) 類型別事故発生状況

事故件数は、車両対車両が 689 件 (62.0%) と最も多い。追突が 182 件 (16.4%)、出会い頭が 122 件 (11.0%)、追越追抜時が 109 件 (9.8%) の順になっている。

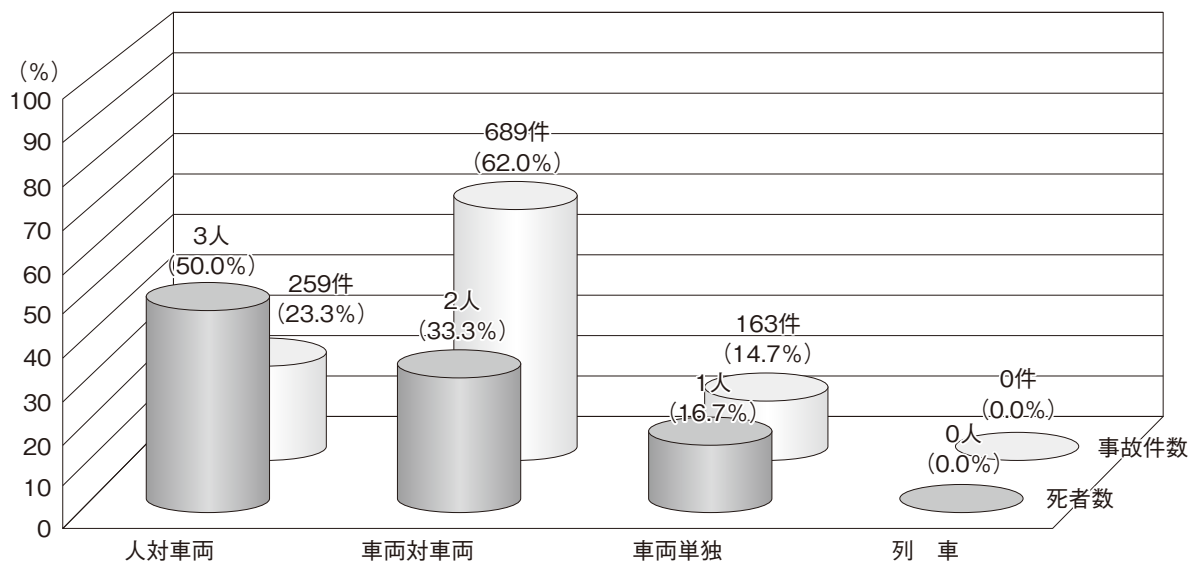
人対車両は 259 件 (23.3%) で横断歩道横断中が 91 件 (8.2%) と最も多い。

類型別事故発生状況

	事故件数	昨年比増減数	構成率	死者数	構成率	重傷者数	軽傷者数
人対車両	259	14	23.3%	3	50.0%	31	231
対面・背面通行中	62	-3	5.6%	0	0.0%	3	59
横断歩道横断中	91	16	8.2%	1	16.7%	13	80
その他横断中	69	19	6.2%	1	16.7%	10	60
路上横臥	4	2	0.4%	0	0.0%	3	1
その他	33	-20	3.0%	1	16.7%	2	31
車両対車両	689	38	62.0%	2	33.3%	42	735
正面衝突	5	-2	0.5%	1	16.7%	1	9
追突	182	0	16.4%	0	0.0%	2	220
出会い頭	122	-9	11.0%	0	0.0%	10	122
追越追抜時	109	24	9.8%	0	0.0%	10	108
すれ違い時	9	-4	0.8%	0	0.0%	0	10
左折時	46	-9	4.1%	0	0.0%	3	43
右折時	85	15	7.7%	1	16.7%	11	87
その他	131	23	11.8%	0	0.0%	5	136
車両単独	163	-33	14.7%	1	16.7%	7	160
列車	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0
合 計	1,111	19	100.0%	6	100.0%	80	1,126

(資料：警視庁交通部)

類型別事故件数・死者数



(7) 当事者別事故件数及び死傷者数

事故件数は、乗用車が 805 件（36.2%）、自転車が 437 件（19.7%）、二輪車が 264 件（11.9%）となっている。

当事者別事故件数及び死傷者数

	事故件数	昨年比増減数	構成率	死者数	構成率	重傷者数	軽傷者数
乗用車	805	48	36.2%	1	16.7%	9	283
大型車	6	-8	0.3%	0	0.0%	0	4
中型車	1	1	0.0%	0	0.0%	0	0
準中型車	0	-2	0.0%	0	0.0%	0	0
普通車	720	42	32.4%	0	0.0%	8	239
軽自動車	78	15	3.5%	1	16.7%	1	40
貨物車	243	1	10.9%	0	0.0%	1	67
大型車	15	11	0.7%	0	0.0%	0	1
中型車	10	2	0.5%	0	0.0%	0	2
準中型車	38	-6	1.7%	0	0.0%	0	8
普通車	77	3	3.5%	0	0.0%	0	21
軽自動車	103	-9	4.6%	0	0.0%	1	35
特殊車	2	0	0.1%	0	0.0%	0	1
二輪車	264	1	11.9%	2	33.3%	20	195
自動二輪	179	8	8.1%	2	33.3%	13	137
一般原付	85	-7	3.8%	0	0.0%	7	58
自転車	437	-17	19.7%	0	0.0%	16	338
歩行者	259	14	11.7%	3	50.0%	32	225
その他	49	24	2.2%	0	0.0%	2	17
物件等	163	-33	7.3%	0	0.0%	0	0
合 計	2,222	38	100.0%	6	100.0%	80	1,126

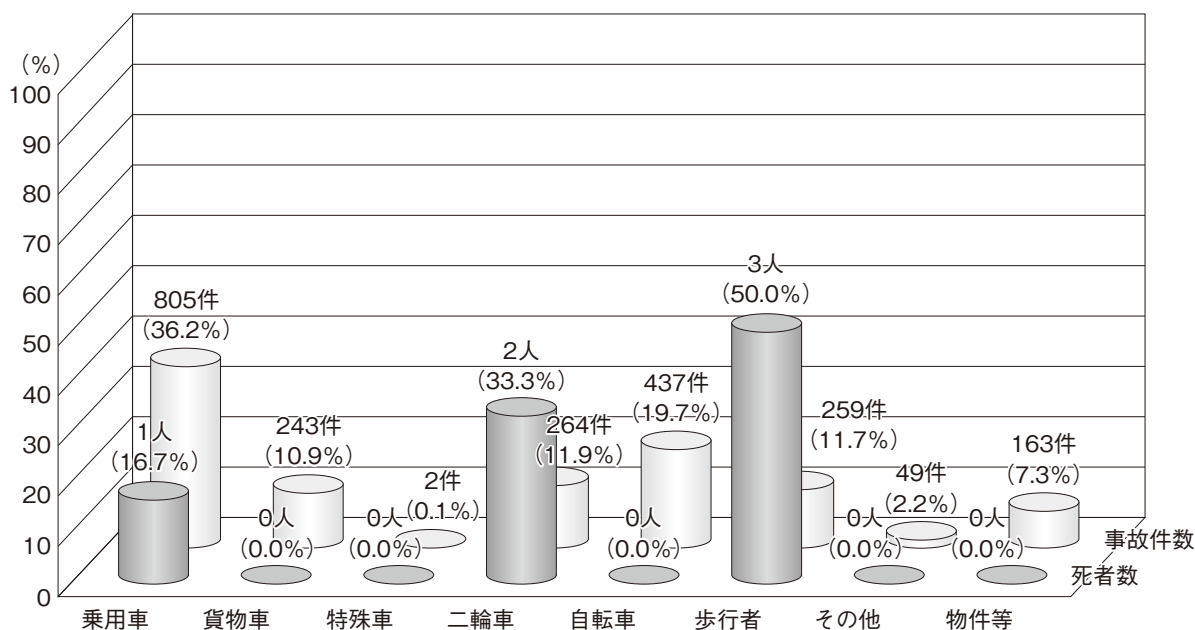
※事故件数は、第1・第2当事者合計件数

(資料：警視庁交通部)

補足：特定小型原付を第1・第2当事者とする事故件数及び死傷者数

事故件数 29 件（死者 0 人、重傷者 4 人、軽傷者 25 人）（数値：警視庁新宿警察署）

当事者別事故件数・死者数



(8) 通行目的別事故件数

業務目的が 777 件（38.1%）と最も多い。

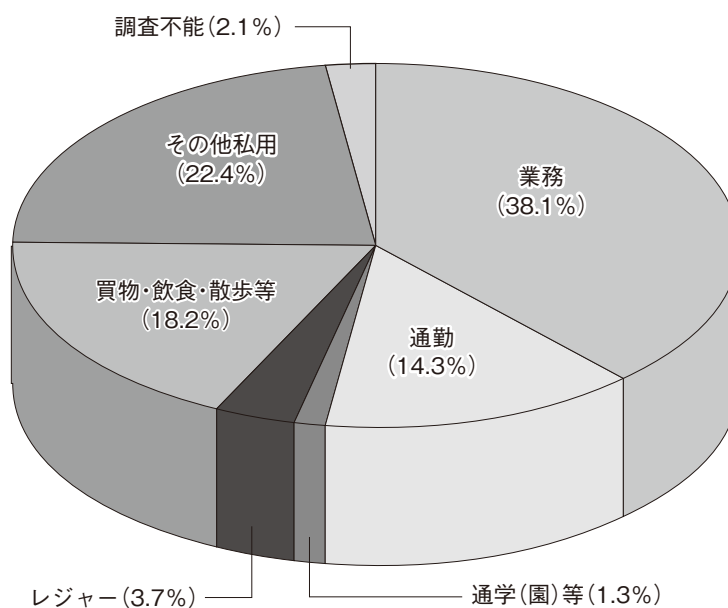
通行目的別事故件数

	事故件数	昨年比 増減数	構成率
業務	777	43	38.1%
通勤	293	17	14.3%
通学（園）等	26	-2	1.3%
レジャー	75	-12	3.7%
買物・飲食・散歩等	371	-54	18.2%
その他私用	458	82	22.4%
調査不能	42	0	2.1%
合 計	2,042	74	100.0%

注：事故件数は、第 1・第 2 当事者合計件数

（資料：警視庁交通部）

通行目的別事故割合



(9) 違反原因別事故発生状況

① 車両側（原付以上）の違反別事故件数

安全不確認 425 件（32.3%）、交差点の安全進行 142 件（10.8%）、前方不注意 98 件（7.5%）の順である。車両側に違反のない事故件数は 341 件と全体の 26.0% となっている。

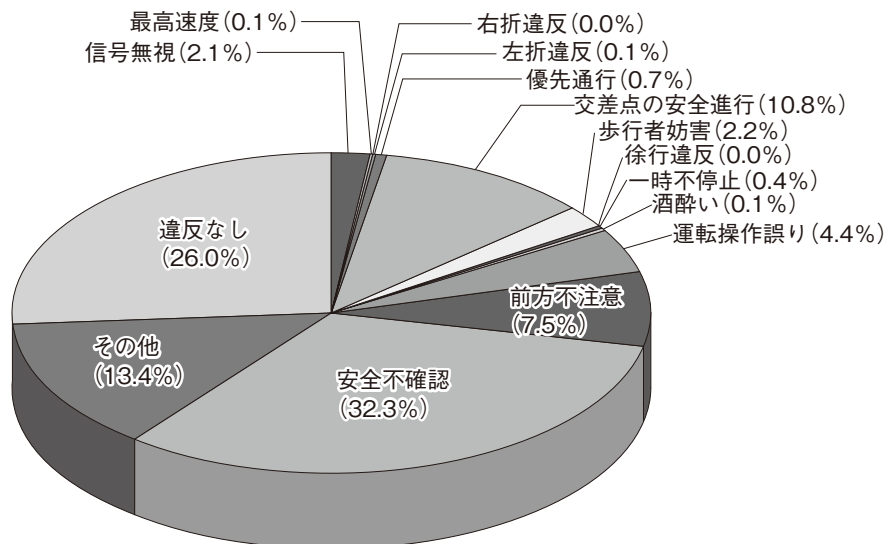
車両側（一般原付以上）の違反

	事故件数	昨年比増減数	構成率	死者数	構成率	重傷者数	軽傷者数
信号無視	28	10	2.1%	0	0.0%	5	25
最高速度	1	1	0.1%	1	20.0%	0	1
右折違反	0	-2	0.0%	0	0.0%	0	0
左折違反	1	1	0.1%	0	0.0%	0	1
優先通行	9	1	0.7%	1	20.0%	5	5
交差点の安全進行	142	33	10.8%	0	0.0%	10	102
歩行者妨害	29	0	2.2%	1	20.0%	4	24
徐行違反	0	-4	0.0%	0	0.0%	0	0
一時不停止	5	-2	0.4%	0	0.0%	1	5
酒酔い	1	-2	0.1%	0	0.0%	0	1
運転操作誤り	58	-29	4.4%	0	0.0%	1	62
前方不注意	98	-3	7.5%	0	0.0%	3	114
安全不確認	425	68	32.3%	1	20.0%	18	404
その他	176	-42	13.4%	1	20.0%	10	143
違反なし	341	20	26.0%	0	0.0%	0	0
合 計	1,314	50	100.0%	5	100.0%	57	887

注：第1・第2当事者合計件数、第1当事者（一般原付以上の車両）の違反別事故全体の死傷者数

（資料：警視庁交通部）

車両側の違反別事故件数



② 歩行者の違反別事故件数

信号無視が 14 件（5.4%）、横断禁止場所横断が 13 件（5.0%）の順である。

歩行者に違反のない事故件数は 210 件と全体の 81.1% を占めている。

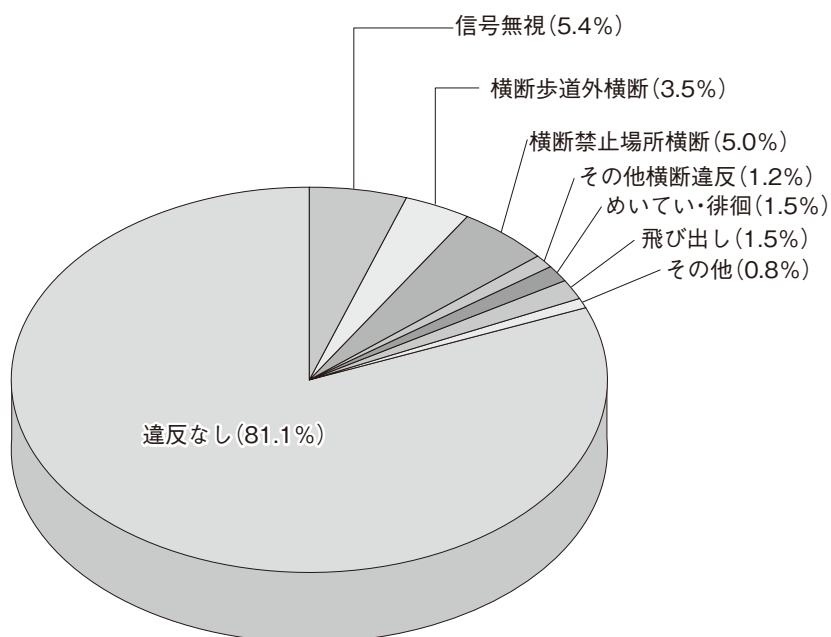
歩行者の違反別事故件数

	事故件数	昨年比増減数	構成率	死者数	構成率	重傷者数	軽傷者数
信号無視	14	9	5.4%	0	0.0%	7	6
横断歩道外横断	9	5	3.5%	0	0.0%	0	9
横断禁止場所横断	13	6	5.0%	1	33.3%	3	9
その他横断違反	3	1	1.2%	0	0.0%	2	1
めいてい・徘徊	4	2	1.5%	0	0.0%	4	0
飛び出し	4	0	1.5%	0	0.0%	1	3
その他	2	-4	0.8%	0	0.0%	0	2
違反なし	210	-5	81.1%	2	66.7%	15	195
合 計	259	14	100.0%	3	100.0%	32	225

注：第 1・第 2 当事者合計件数、本人損傷死傷者数合計

（資料：警視庁交通部）

歩行者の違反別事故件数



③ 自転車の違反別事故件数

運転操作誤り 71 件（16.2%）、安全不確認 60 件（13.7%）の順である。

自転車の違反なしは 154 件と全体の 35.2% を占めている。

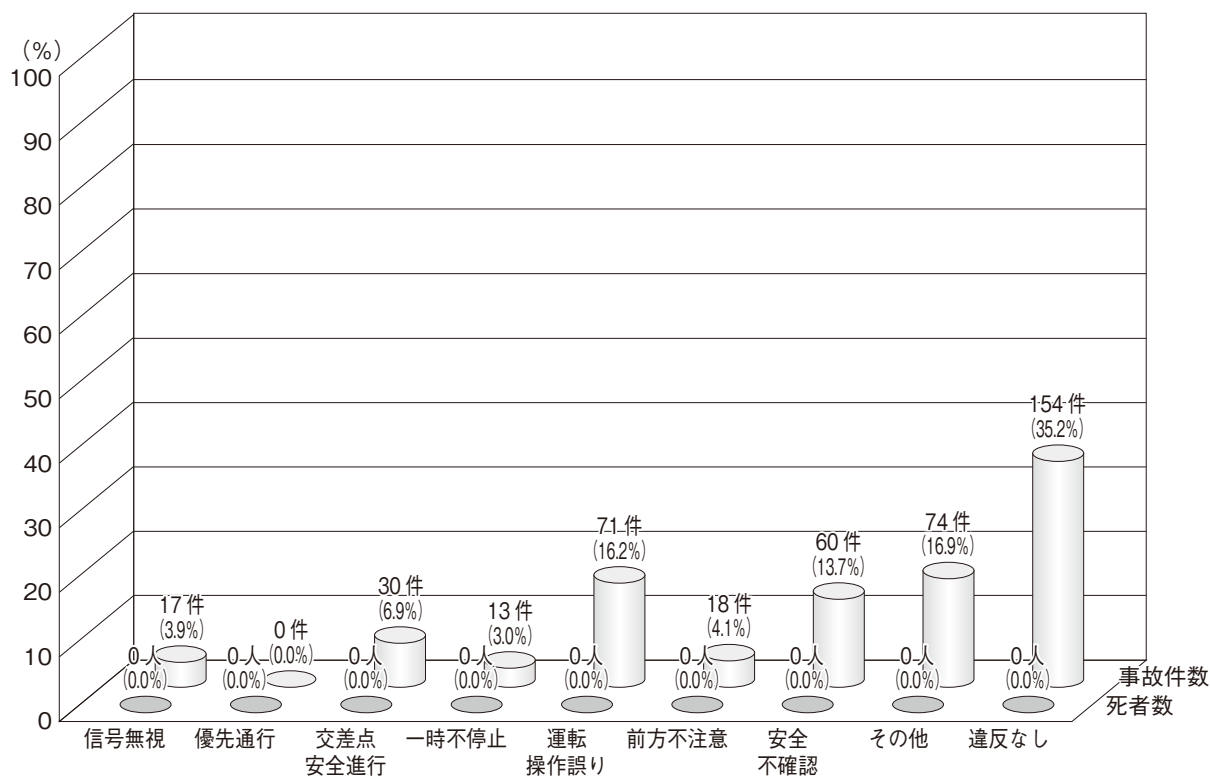
自転車の違反別事故件数

	事故件数	昨年比増減数	構成率	死者数	重傷者数	軽傷者数
信号無視	17	-6	3.9%	0	1	4
優先通行	0	0	0.0%	0	0	0
交差点安全進行	30	0	6.9%	0	2	20
一時不停止	13	3	3.0%	0	3	8
運転操作誤り	71	-15	16.2%	0	4	64
前方不注意	18	1	4.1%	0	0	9
安全不確認	60	-1	13.7%	0	1	28
その他	74	8	16.9%	0	1	52
違反なし	154	-7	35.2%	0	4	153
合 計	437	-17	100.0%	0	16	338

注：第 1・第 2 当事者合計件数、本人損傷死傷者数合計

（資料：警視庁交通部）

自転車の違反別事故件数・死者数



(10) 道路別事故発生状況

① 道路種別事故発生状況

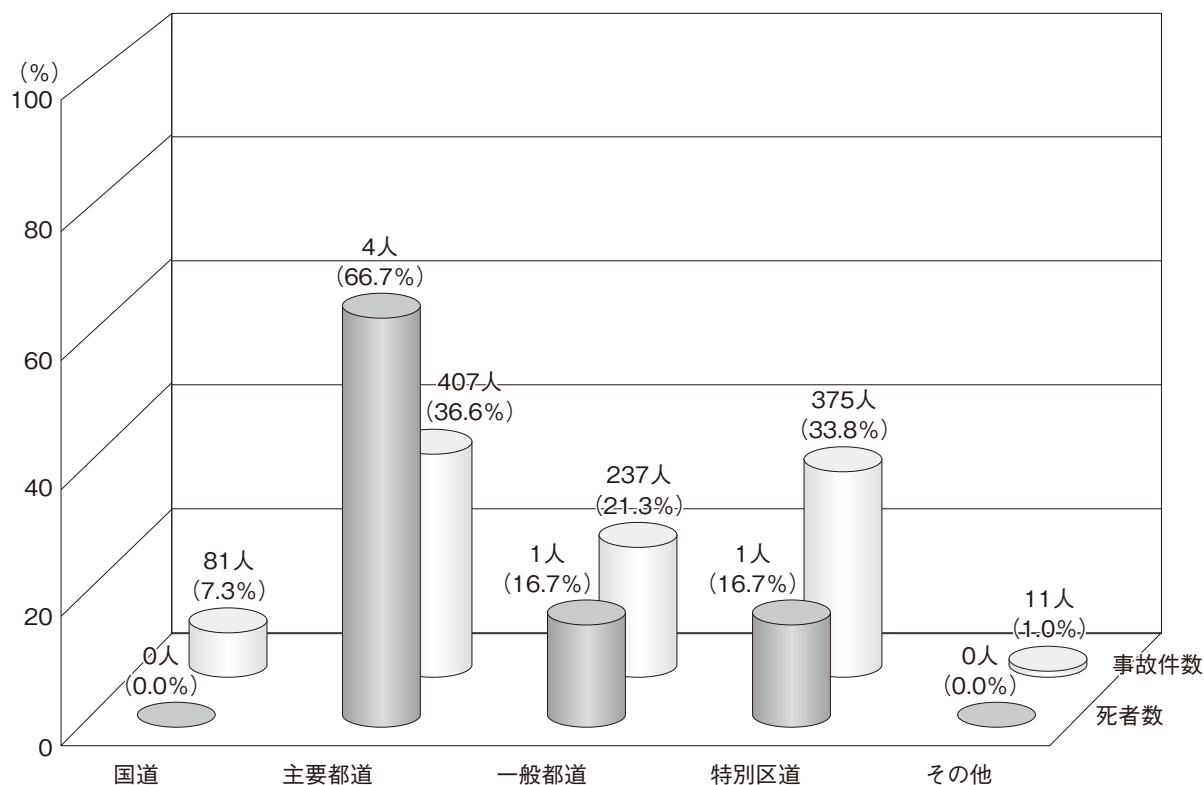
事故件数は、主要都道 407 件 (36.6%)、特別区道 375 件 (33.8%)、一般都道 237 件 (21.3%) となっている。

道路種別事故発生状況

	事故件数	昨年比 増減数	構成率	死者数	構成率	重傷者数	軽傷者数
国道	81	7	7.3%	0	0.0%	7	79
主要都道	407	-5	36.6%	4	66.7%	30	414
一般都道	237	30	21.3%	1	16.7%	15	255
特別区道	375	-3	33.8%	1	16.7%	28	366
その他	11	-10	1.0%	0	0.0%	0	12
合 計	1,111	19	100.0%	6	100.0%	80	1,126

(資料：警視庁交通部)

道路種別事故件数・死者数



② 道路形状別事故発生状況

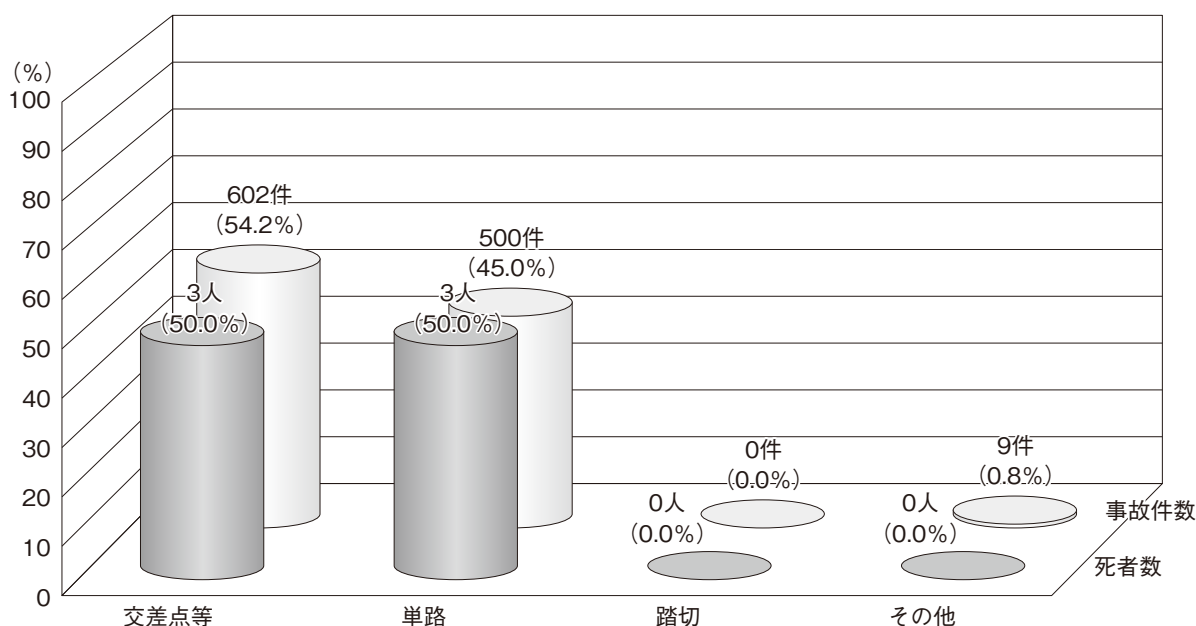
事故件数は交差点・交差点付近が 602 件（54.2%）、単路が 500 件（45.0%）となっている。

道路形状別事故発生状況

	事故件数	昨年比増減数	構成率	死者数	構成率	重傷者数	軽傷者数
交差点・交差点付近	602	64	54.2%	3	50.0%	57	590
小 5.5m 未満	135	-6	12.2%	0	0.0%	6	135
中 5.5m 以上	142	6	12.8%	1	16.7%	14	134
大 13m 以上	160	8	14.4%	1	16.7%	18	153
交差点付近	165	56	14.9%	1	16.7%	19	168
単路	500	-45	45.0%	3	50.0%	23	526
トンネル	5	-4	0.5%	0	0.0%	0	6
橋	3	0	0.3%	1	16.7%	1	5
その他	492	-41	44.3%	2	33.3%	22	515
踏切	0	-1	0.0%	0	0.0%	0	0
その他	9	1	0.8%	0	0.0%	0	10
合 計	1,111	19	100.0%	6	100.0%	80	1,126

（資料：警視庁交通部）

道路形状別事故件数・死者数



③ 車道幅員別事故発生状況

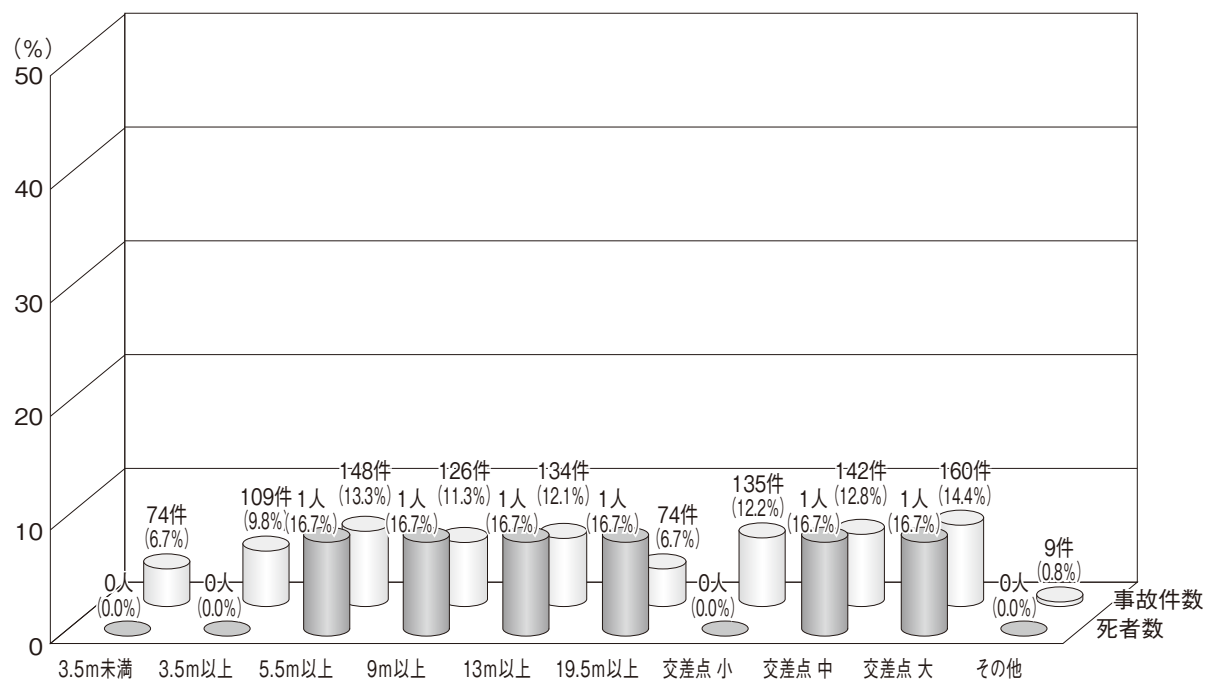
事故件数は、交差点 大が 160 件（14.4%）、単路 5.5m 以上が 148 件（13.3%）、交差点 中が 142 件（12.8%）の順となっている。

車道幅員別事故発生状況

	事故件数	昨年比増減数	構成率	死者数	構成率	重傷者数	軽傷者数
3.5m 未満	74	27	6.7%	0	0.0%	1	75
3.5m 以上	109	-2	9.8%	0	0.0%	7	115
5.5m 以上	148	-26	13.3%	1	16.7%	9	155
9 m 以上	126	2	11.3%	1	16.7%	6	131
13m 以上	134	-16	12.1%	1	16.7%	9	146
19.5m 以上	74	26	6.7%	1	16.7%	10	72
交差点 小 5.5m 未満	135	-6	12.2%	0	0.0%	6	135
交差点 中 5.5m 以上	142	6	12.8%	1	16.7%	14	134
交差点 大 13m 以上	160	8	14.4%	1	16.7%	18	153
その他	9	0	0.8%	0	0.0%	0	10
合 計	1,111	19	100.0%	6	100.0%	80	1,126

（資料：警視庁交通部）

車道幅員別事故件数・死者数



(11) 警察署別事故発生状況

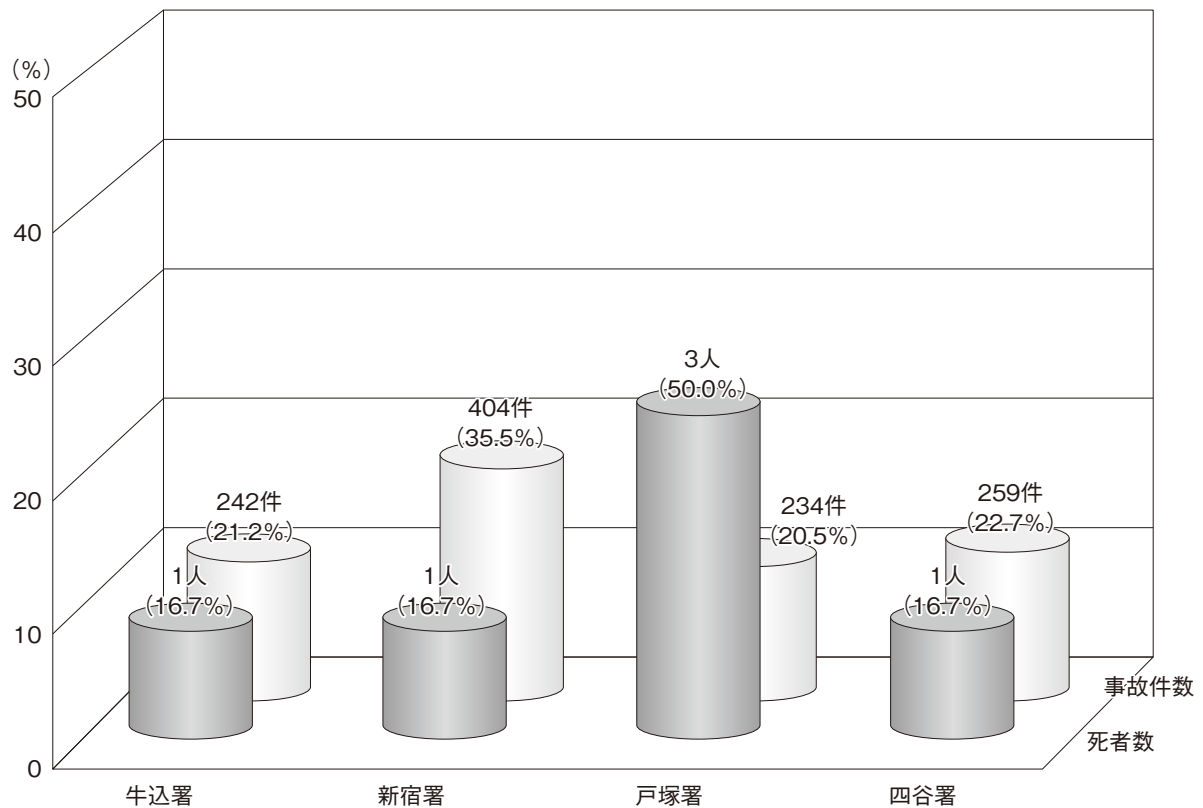
警察署別事故発生状況

	事故件数	昨年比 増減数	構成率	死者数	構成率	負傷者数
牛 込 署	242	-1	21.2%	1	16.7%	275
新 宿 署	404	106	35.5%	1	16.7%	429
戸 塚 署	234	-63	20.5%	3	50.0%	249
四 谷 署	259	-13	22.7%	1	16.7%	285
合 計	1,139	29	100.0%	6	100.0%	1,238

注：区外隣接署との協定により四署が扱うことがある
ため、区内の事故発生件数等と一致しない。

(資料：警視庁交通部)

警察署別事故件数・死者数



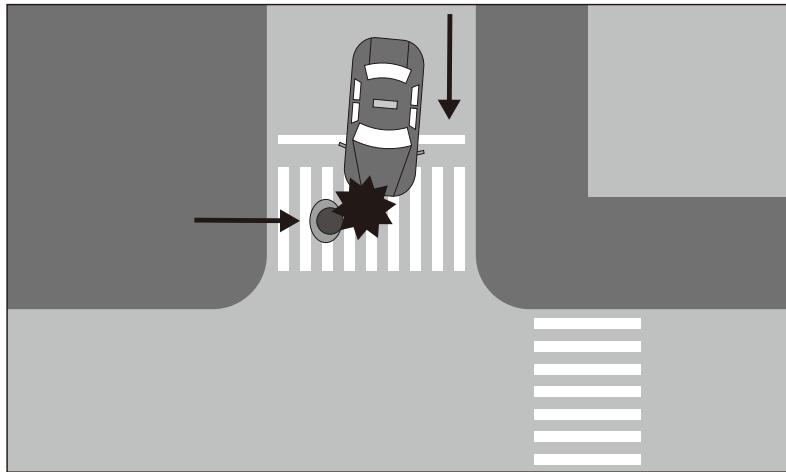
(12) 死亡事故発生状況

令和6年交通死亡事故発生状況一覧

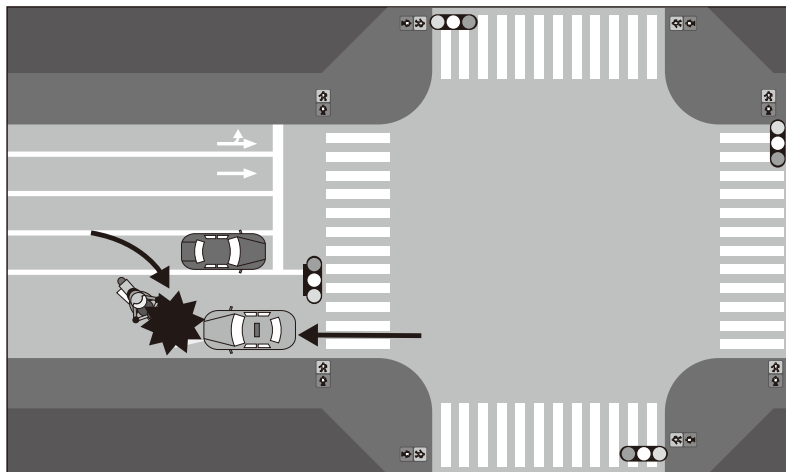
	事故概要	発生日時	発生場所	事故当事者 注: が死亡者	管轄署
1	タクシーと軽乗用車の衝突事故	1月2日(火) 午前2時3分ころ	新宿区内藤町 都道	軽乗用車 (40 歳代男性) × タクシー (40 歳代男性)	四谷警察署
2	タクシーと歩行者の衝突事故	2月24日(土) 午後1時24分ころ	新宿区新宿3丁目 区道	歩行者 (80 歳代男性) × タクシー (20 歳代男性)	新宿警察署 略図 1
3	自動二輪の単独事故	3月31日(日) 午後6時11分ころ	新宿区 西早稲田1丁目 新目白通り	自動二輪 (20 歳代男性)	戸塚警察署
4	普通乗用車と二輪車の衝突事故	7月6日(土) 午前5時8分ころ	新宿区新宿1丁目 靖国通り	自動二輪 (50 歳代男性) × 普通乗用車 (50 歳代男性)	牛込警察署 略図 2
5	原付と歩行者の衝突事故	9月17日(火) 午後0時43分ころ	新宿区中落合1丁目 新目白通り	歩行者 (80 歳代男性) × 原付 (20 歳代男性)	戸塚警察署 略図 3
6	準中型貨物車と歩行者の衝突事故	12月21日(土) 午前1時40分ころ	新宿区中落合4丁目 新目白通り	歩行者 (50 歳代女性) × 準中型貨物車 (50 歳代男性)	戸塚警察署

死亡事故略図

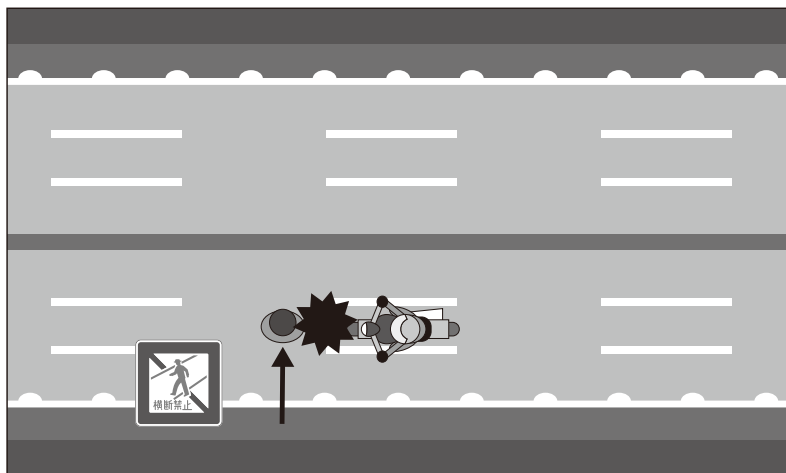
略図1 タクシーと歩行者の衝突事故



略図2 普通乗用車と二輪車の衝突事故



略図3 原付と歩行者の衝突事故



(1) 道路の現況

区内の公道延長は 351,389m で、面積は 3,292,198㎡、道路率（道路面積 / 行政区域の面積）は、18.0% となっている。このうち特別区道の占める割合が最も高く、延長で全体の 84.3%、面積で全体の 55.0% を占めている。

区内の道路状況

道 路 別	国 道	都 道	特別区道	計
延 長	4,257m	50,937m	296,195m	351,389m
構 成 率	1.2%	14.5%	84.3%	100%
面 積	126,393㎡	1,356,372㎡	1,809,433㎡	3,292,198㎡
構 成 率	3.8%	41.2%	55.0%	100%
道 路 率	0.7%	7.4%	9.9%	18.0%

（首都高速道路を除く）（令和 7 年 4 月 1 日現在 国道・都道は令和 6 年 4 月 1 日現在）

(2) 軽自動車台数（新宿区登録）

（単位：台）

種 別 \ 年 度		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
原 付 50 cc 以 下		4,761	4,539	4,706
原 付 90 cc 以 下		417	408	412
原 付 125cc 以 下		2,959	2,954	3,059
ミ ニ カ ー		397	415	488
特 定 小 型 原 付		-	1,167	1,734
原付(電気)1キロワット以下		502	1,705	2,390
小 型 二 輪 車		3,138	3,203	3,229
軽	二 輪	3,036	3,047	3,015
	三 輪	1	1	1
	四 輪	8,263	8,349	8,377
小 型 特 殊 車		377	365	358
雪 上 車		0	0	0
被 け ん 引 車		17	16	19
総 計		23,868	25,002	25,434

注：「種別」は主として地方税法に基づく分類

（資料：総務部税務課 各年度 4 月 1 日現在）

(3) 区内の交通量

時間帯別交通量

(単位：台)

	時間 車種	7-8	8-9	9-10	10-11	11-12	12-13	13-14	14-15	15-16	16-17	17-18	18-19	合 計
四 谷 見 附	大型車	174	166	126	135	185	95	101	104	60	69	65	45	1,325
	普通車	3,032	3,581	3,400	3,147	3,093	3,650	3,417	3,727	3,775	3,627	4,007	3,810	42,266
	二輪車	230	225	229	176	183	152	175	191	168	218	254	250	2,451
	自転車	223	202	219	178	205	243	208	265	212	251	267	300	2,773
	合 計	3,659	4,174	3,974	3,636	3,666	4,140	3,901	4,287	4,215	4,165	4,593	4,405	48,815
市 谷 見 附	大型車	49	45	75	69	78	85	56	47	42	49	29	40	664
	普通車	2,106	2,303	2,376	2,363	2,443	2,327	2,171	2,220	2,608	2,505	3,004	2,349	28,775
	二輪車	141	131	152	147	140	136	158	123	165	179	246	240	1,958
	自転車	108	173	113	107	125	122	141	154	141	199	210	216	1,809
	合 計	2,404	2,652	2,716	2,686	2,786	2,670	2,526	2,544	2,956	2,932	3,489	2,845	33,206
飯 田 橋	大型車	126	108	96	114	116	107	105	89	88	79	47	45	1,120
	普通車	3,008	3,817	4,037	4,218	3,910	3,705	3,851	3,959	3,891	3,931	4,267	4,028	46,622
	二輪車	197	219	173	181	193	163	177	180	184	238	235	273	2,413
	自転車	265	413	389	263	208	301	223	280	264	232	294	343	3,475
	合 計	3,596	4,557	4,695	4,776	4,427	4,276	4,356	4,508	4,427	4,480	4,843	4,689	53,630
新 宿 4	大型車	107	86	77	82	102	63	77	91	69	75	59	48	936
	普通車	2,544	2,777	2,835	2,995	3,038	2,991	2,865	3,073	3,044	3,087	2,981	2,987	35,217
	二輪車	258	226	234	235	187	195	243	235	226	243	282	259	2,823
	自転車	184	273	294	282	288	276	279	252	275	347	377	335	3,462
	合 計	3,093	3,362	3,440	3,594	3,615	3,525	3,464	3,651	3,614	3,752	3,699	3,629	42,438
新 宿 5	大型車	72	86	74	70	74	64	79	65	70	67	85	71	877
	普通車	2,203	2,336	2,475	2,752	2,727	2,647	2,616	2,722	2,727	2,782	2,813	2,607	31,407
	二輪車	146	152	179	172	162	196	197	185	192	230	231	251	2,293
	自転車	150	280	304	280	312	374	330	345	352	402	435	440	4,004
	合 計	2,571	2,854	3,032	3,274	3,275	3,281	3,222	3,317	3,341	3,481	3,564	3,369	38,581
高 戸 橋	大型車	97	94	94	96	103	88	86	91	77	68	51	46	991
	普通車	3,033	3,067	3,075	3,149	2,920	2,999	2,883	3,004	2,977	3,092	3,178	3,018	36,395
	二輪車	263	239	240	207	195	265	250	284	266	288	330	326	3,153
	自転車	328	542	376	344	250	411	326	342	309	346	576	430	4,580
	合 計	3,721	3,942	3,785	3,796	3,468	3,763	3,545	3,721	3,629	3,794	4,135	3,820	45,119

資料：警視庁交通部（調査日：令和6年11月12日 7時～19時）

(4) 交通安全施設等の整備状況

① 交通安全施設の整備状況

安 全 施 設	特 別 区 道
歩 道 (m)	57,315
街 路 灯 及 び 橋 り ょ う 灯 (基)	11,310
ガ ー ド レ ー ル 等 (m)	47,304
案 内 標 識 (本)	} 1,242
警 戒 標 識 (本)	
規 制 標 識 (本)	
道 路 反 射 鏡 (基)	1,916
横 断 歩 道 橋 (橋)	2
視覚障害者用誘導用ブロック (m)	17,748
通 学 路 の カ ラ ー 舗 装 (m ²)	28,191

(資料：みどり土木部道路課 令和7年4月1日現在)

② 信号機設置状況

(単位：箇所)

警 察 署 名	牛 込	新 宿	戸 塚	四 谷	計
信 号 機	120	123	97	75	415
視覚障害者用信号機	35	66	35	22	158

注：視覚障害者用信号機の数については信号機の数のうち数である。

(資料：警視庁交通部 令和7年3月31日現在)

(5) 交通安全運動

① 交通安全推進体制

ア 新宿区交通安全協議会

交通安全活動を積極的かつ効果的に推進し、交通事故のない安全で住みよい新宿区を築くため、区内の関係行政機関及び関係団体により新宿区交通安全協議会を設置している。

イ 民間の交通安全組織

民間団体として、交通安全協会のほか町会・自治会の交通部などが組織され、交通事故防止のため活発な活動を続けている。

② 交通安全計画の策定

交通安全対策基本法第 26 条に基づき、新宿区内の陸上交通の安全に関する対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、新宿区交通安全計画を策定している。

- 第一次計画(昭和 48年度～ 50年度) 昭和 49年 3月策定
- 第二次計画(昭和 52年度～ 55年度) 昭和 52年 11月策定
- 第三次計画(昭和 56年度～ 60年度) 昭和 57年 3月策定
- 第四次計画(昭和 61年度～平成 2年度) 昭和 62年 3月策定
- 第五次計画(平成 3年度～ 7年度) 平成 4年 12月策定
- 第六次計画(平成 8年度～ 12年度) 平成 8年 12月策定
- 第七次計画(平成 13年度～ 17年度) 平成 13年 12月策定
- 第八次計画(平成 21年度～ 22年度) 平成 21年 3月策定
- 第九次計画(平成 23年度～ 27年度) 平成 24年 2月策定
- 第十次計画(平成 28年度～ 32年度) 平成 28年 1月策定
- 第十一次計画(令和 3年度～ 7年度) 令和 4年 1月策定

③ 交通安全運動（全国）

春・秋の年 2 回実施し、交通安全意識を普及徹底し、交通事故の防止を目的としている。新宿区交通安全協議会で実施要領を決定し、関係機関・団体と連携して運動をしている。

- 春の運動期間 4 月 6 日～ 15 日 10日間
- 秋の運動期間 9 月 21 日～ 30 日 10日間

④ TOKYO 交通安全キャンペーン（東京都）

「交通事故と渋滞のない東京」を目指して、都民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、都民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、年末に向けた交通事故及び渋滞防止の徹底を図ることを目的としている。

- キャンペーン期間 12 月 1 日～ 7 日 7日間

⑤ 交通安全教育・啓発活動

区は、関係機関と連携し、交通安全知識の普及及び交通安全意識の啓発のための行事・教室等の開催及び交通安全用資材・刊行物の作成・配布をしている。

- 運転者講習会
- 新宿区交通安全パレード
- 新宿区交通安全のつどい
- 交通安全刊行物の配布
- 啓発物品の配布
- 幼児交通安全教室
- 子ども交通安全教室
- スタントマンを使った自転車交通安全教室
- 高齢者等交通安全教室

交通安全教育実施結果（令和6年度）

事業名	対象	内容	回数・参加者数	実施主体等
幼児交通安全教室	保育園児 幼稚園児等	交通安全講話 視聴覚教養 歩行訓練等	109 回 3,592 人	保育園等 区 警察署
子ども交通安全教室	小学生 保護者等	交通安全講話 視聴覚教養 自転車実技 自転車検査等	22 回 1,610 人	小学校・PTA 区 警察署 自転車商
スタントマンを使った 自転車交通安全教室	中学生 学校関係者 一般区民等	交通安全講話 スタントマンによる 交通事故再現	4 回 1,353 人	中学校 区 警察署
自転車啓発イベント	一般区民等	スタントマンによる 交通事故再現 交通安全教室 白バイ、パトカー、 トラックの展示等	1 回 約 3,500 人	東京都 区 警察署

啓発行事実施結果（令和6年度）

行事名	実施年月日	内容・対象	実施主体等
新宿区交通安全の つどい	※新宿文化センター 改修工事に伴う会場 利用不可のため中止	敬老会の中のプログラムと して、交通安全教室を実施 対象：77 才以上の区民	区 警察署 交通安全協会

⑥ 交通安全総点検

令和6年度については、区内6の小学校にて「交通安全総点検」を実施した。

警察署名	牛 込	新 宿	戸 塚	四 谷	計
実施小学校数	2	1	2	1	6

また、区内6の学童クラブにて「交通安全総点検」を実施した。

警察署名	牛 込	新 宿	戸 塚	四 谷	計
実施施設数	2	1	2	1	6

このほか、令和6年度は放課後子どもひろば1か所（四谷警察署管轄内）にて「交通安全総点検」を実施した。

幼児交通安全教室



◀保育園等で信号機の見分け方、横断歩道の歩き方等交通ルールとマナーを学習します。

子ども交通安全教室

自転車商による点検風景▶



◀教室や体育館等で交通ルールとマナーを学びます。

スタントマンを使った 自転車交通安全教室



▲▶▼スタントマンによる交通事故の再現等を目の前で見て、交通ルールを守る事の大切さを学びます。



交通安全総点検



▲▶▼ PTA・学校・警察・区
が合同で交通安全施設
等の点検をします。



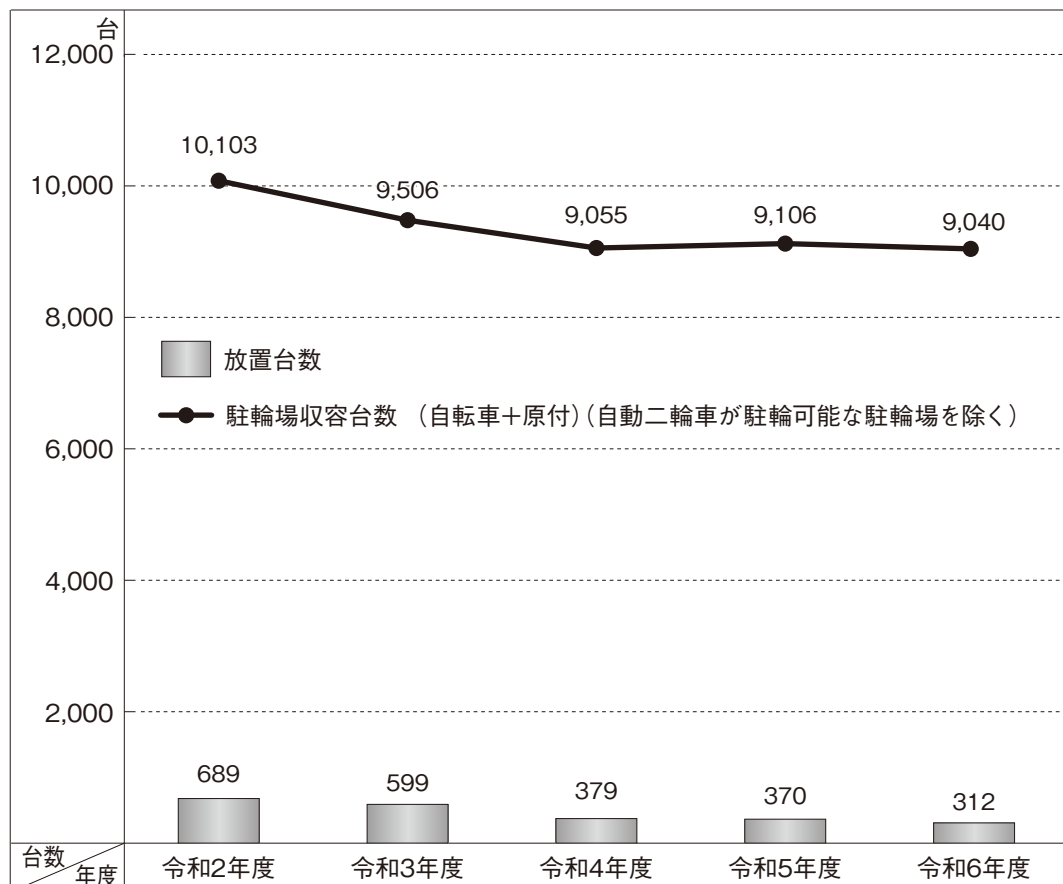
(6) 放置自転車対策

区では、平成 30 年 2 月に平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間を計画期間とする新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画を策定し、計画に基づき、利用しやすい駐輪場の整備や、放置自転車の抑止に向けた自転車等利用者への啓発・指導等の強化を進めている。

放置自転車の撤去、保管および返還業務については、令和 2 年度より業務を一括化し対策を強化することで、より放置しにくい環境づくりに取り組むとともに、民間事業者を活用した駐輪場の再整備により時間利用駐輪場の拡大を進めてきた。

下図は、新宿区内 31 駅周辺における自転車等の放置台数の推移であるが、主要駅での放置自転車等の撤去活動、啓発活動等を強化したことと、自転車等駐輪場の整備を進めた結果、平成 25 年度に 3,000 台を超えていた放置台数は、令和 4 年度には 400 台を切り大幅に減少している。

駅周辺における自転車・原動機付自転車放置台数の推移



① 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画

(平成 30 年 2 月策定。以下「総合計画」という。)

総合計画は、自転車通行環境、駐輪施設を向上し、自転車適正利用を促進することを基本として、下記の基本方針の下に施策を行うこととしている。計画期間 10 年間のうち中間年度である令和 4 年度には計画の見直しを行い、自転車等の利用環境の変化や、新たな社会の動きを踏まえた改定を実施した。

1 走る環

自転車が「走る」環境を整える。

2 止める輪

自転車を「止める」環境の質を高める。

3 守る和

ルールやマナーを「守る」意識を育てる。

4 伝える話

自転車の情報を「伝える」対象を広げる。

② 自転車等の放置禁止区域の指定及び放置自転車等に対する措置

自転車等の放置が著しく、通行の障害が恒常的で、区民の安全で快適な生活環境が阻害されていると認められる駅周辺地域を放置禁止区域に指定し、放置自転車等の即時撤去を行っている。

③ 放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置

放置自転車等により通行障害が生じ、良好な生活環境が阻害された場合、あらかじめ撤去する旨の警告をしたのち一定の期間を経過後撤去している。

過去 3 年間の撤去及び返還台数の推移

	放 置 禁 止 区 域 内						放置禁止区域外		
	撤去台数			返還台数			撤去台数		
	自転車	原 付	計	自転車	原 付	計	自転車	原 付	計
令和 4 年度	21,545	241	21,786	17,430	183	17,613	1,657	25	1,682
令和 5 年度	18,769	234	19,003	15,475	211	15,686	1,120	23	1,143
令和 6 年度	14,541	362	14,903	11,738	365	12,103	1,016	22	1,038

④ 駐輪場の整備

駅周辺の土地の業務化・高地価化のため、駐輪場の整備用地の確保が困難な状況である。限られた用地をより有効に活用するため、民間事業者のノウハウを活用し、より利便性の高い駐輪施設や利用者の需要の高い時間利用駐輪場を中心に整備している。

(令和7年4月1日現在)

	所在地	収容可能台数			開設年月日	運営事業者
		自転車	原付のみ	自動二輪車 (原付も可)		
1 曙橋駅	片町 5 先 外 1 か所	253	14	18	R3.9.21	サイカパーキング株式会社
2 飯田橋駅	神楽河岸 1 先 外 4 か所	208	10	—	R3.12.3 R4.4.1	
3 市ヶ谷駅	市谷田町 1-10 先 外 3 か所	88	—	—	R4.2.1 R5.3.1	
4 牛込神楽坂駅	筆筈町 15 外 1 か所	57	—	—	R3.7.15 R3.10.4	
5 牛込柳町駅	原町 1-10 外 1 か所	170	8	5	R3.9.27	
6 神楽坂駅	矢来町 104	104	—	—	R3.8.4	
7 国立競技場駅	霞ヶ丘町 10 先	9	—	—	R4.6.1	
8 信濃町駅	南元町 19 先 外 1 か所	191	—	—	R3.10.4 R3.12.1	
9 新宿御苑前駅	新宿 1-4 先 外 2 か所	36	—	—	R3.12.1	
10 新宿三丁目駅	新宿 3-1 先 外 5 か所	223	—	29	R3.10.4	
11 早大通り	早稲田鶴巻町 517 先 外 2 か所	37	—	8	R3.9.1	
12 都電早稲田駅	西早稲田 1-23 先	17	—	—	R3.10.4	
13 四ツ谷駅	四谷 1-5 先	60	—	—	R3.7.20	
14 四谷三丁目駅	四谷 3-4 先 外 4 か所	256	—	—	R4.6.8 R4.11.1	
15 若松河田駅	若松町 12 外 2 か所	120	—	—	R3.7.15 R3.7.26 R5.3.1	
16 早稲田駅	戸塚町 1-100 先 外 1 か所	114	—	—	R3.9.1	三菱地所パークス株式会社
17 四ツ谷駅	四谷 1-6 (コモレ四谷 中地下 1 階)	253	—	—	R2.2.1	
18 大久保駅	百人町 2-27 先 外 1 か所	158	22	—	R4.10.1 R5.8.25	NCD株式会社
19 落合駅	上落合 2-29 先 外 4 か所	114	—	—	R4.11.1	
20 落合南長崎駅	西落合 3-1 先 外 1 か所	40	—	—	R4.6.16 R4.7.1	
21 下落合駅	上落合 1-17	83	10	—	R4.4.7	
22 新大久保駅	百人町 2-3	414	56	5 ※	R4.11.1	
23 新宿駅新南口	新宿 4-1 先	—	—	32	R4.7.4	
24 新宿駅東南口	新宿 3-37 先	564	50	40	R4.4.1	
25 新宿駅西口	西新宿 1-8 先 外 3 か所	135	—	—	R4.4.1	
26 新宿駅東口	新宿 3-23 先 外 1 か所	91	—	—	R4.11.1	
27 新宿駅南口	西新宿 1-18 先 外 3 か所	202	—	—	R4.4.1	
28 新宿駅靖国通り	歌舞伎町 1-5 先 外 11 か所	559	—	—	R4.5.25	
29 新宿駅路上	西新宿 1-1 先 外 21 ヶ所	653	—	—	R4.11.14 R4.12.1 R5.3.24	
30 新宿西口駅	西新宿 7-1 先	60	10	—	R4.12.1	

	所 在 地	収容可能台数			開設年月日	運営事業者
		自転車	原付のみ	自動二輪車 (原付も可)		
31 西武新宿駅	歌舞伎町 1-23 先 外 2 か所	188	—	—	R4.4.7	NCD株式会社
32 高田馬場駅	高田馬場 2-19 先 外 4 か所	275	8	—	R4.5.12 R4.6.27 R5.4.1 R6.5.1	
33 高田馬場駅第一	高田馬場 4-10-2	455	23	12	R4.7.8	
34 高田馬場駅第二	高田馬場 2-19 先	85	—	—	R4.4.18	
35 高田馬場駅第三	高田馬場 1-35	162	16	—	R4.5.12	
36 都庁前駅	西新宿 2-1 先 外 2 か所	108	—	—	R4.4.1	
37 都庁前駅第二	西新宿 2-7 先 外 1 か所	104	—	—	R4.4.1	
38 都庁前高架下	西新宿 2-1 先	690	—	—	R4.4.1	
39 中井駅北	中落合 1-18 先	247	14	8	R4.6.1	
40 中井駅南	上落合 2-20 先	239	12	6	R4.6.1	
41 西新宿駅	西新宿 6-2 先 外 5 か所	249	—	—	R4.4.1 R4.10.1	
42 西新宿駅第二	西新宿 6-4 先 外 3 か所	108	—	—	R4.4.1	
43 西新宿五丁目駅	西新宿 4-5 先 外 3 か所	261	5	—	R4.4.1 R4.7.1	
44 西早稲田駅	高田馬場 1-1 先	68	—	—	R4.4.1	
45 東新宿駅	新宿 7-27 先 外 4 か所	274	—	—	R4.4.1 R4.10.17	

※新大久保駅の自動二輪車用スペースに原付をとめることはできません。

⑤ 放置自転車等の撤去、返還、処分

放置された自転車等は撤去し、保管場所へ移送している。

保管期間は 30 日間で、返還する際に撤去費用として自転車 1 台につき 3,000 円、原動機付自転車 1 台につき 5,000 円を徴収する。引き取り手のない自転車等は、海外への輸出を前提に売却処分している。

自転車保管場所（撤去自転車等の返還場所）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

	所 在 地	収容可能台数 (台)	開設年月日
【自転車保管場所合計】	3 か所	5,900	
1 内藤町	内藤町 11	2,900	S59.6.18
2 西新宿	西新宿 2-1 先	900	H3.11.1
3 百人町	百人町 2-3	2,100	H18.2.1

返還方法等

返還日時 月曜日～日曜日 午前 8 時 30 分～午後 6 時〔定休日：年末年始〕

返還手続に必要なもの

(1) 住所・氏名が確認できるもの

(2) 自転車等のカギ

(3) 返還費用 自転車 3,000 円 原動機付自転車 5,000 円

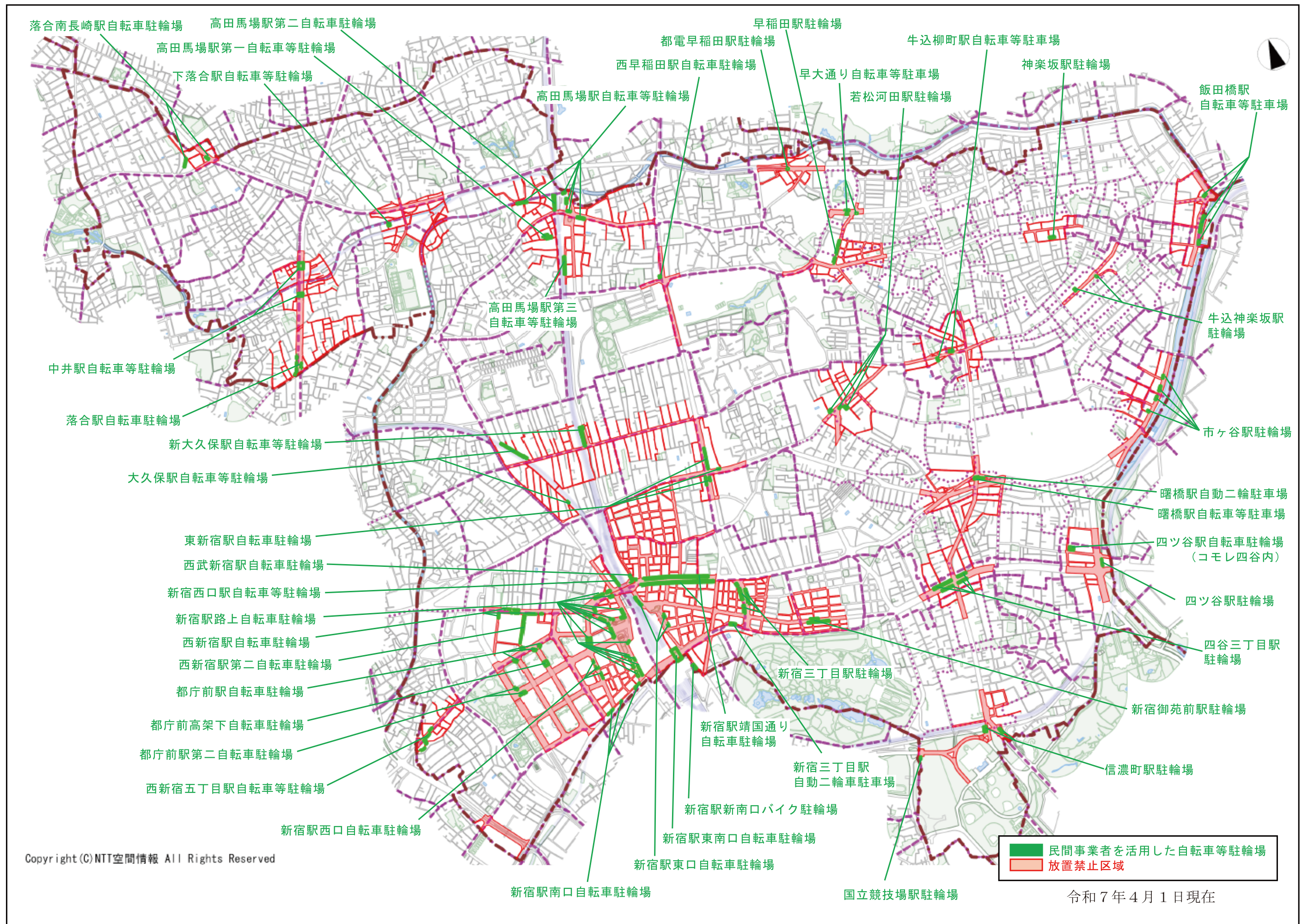
保管期間 撤去日から最短 30 日間

⑥ 自転車等駐輪場の附置義務

都市計画法で定める用途地域のうち、商業地域、近隣商業地域、第2種住居地域及び準工業地域に「百貨店、スーパーマーケットその他の小売店又は飲食店」、「遊技場」、「銀行その他の金融機関」、「スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設」、「学習・教養・趣味等の教授を目的とする施設」で一定規模を超えるものを新築・増築しようとする者は算出基準に基づき、自転車等駐輪場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設から250メートル以内に設置しなければならない。ただし、自転車等駐輪場の規模の特例（平成31年1月施行）により、自転車等駐輪場を地上階に設置する等「利便性向上を図るための施策」を実施した場合、当該自転車等駐輪場の規模を50パーセントまでの範囲で減ずることができる。

⑦ 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

自転車等利用者のマナー向上等を目的として、毎年10月、区民や鉄道事業者等と協力し、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施している。



放置自転車対策



◀ 放置自転車は、歩行の妨げになるだけでなく、障害者や高齢者にとっては非常に危険です。

放置自転車を撤去する旨の警告を行った後も、なお、放置されている自転車を撤去します。



◀ 放置自転車の撤去後は景観も良くなり安心して歩くことができます。

(7) 路上等障害物対策

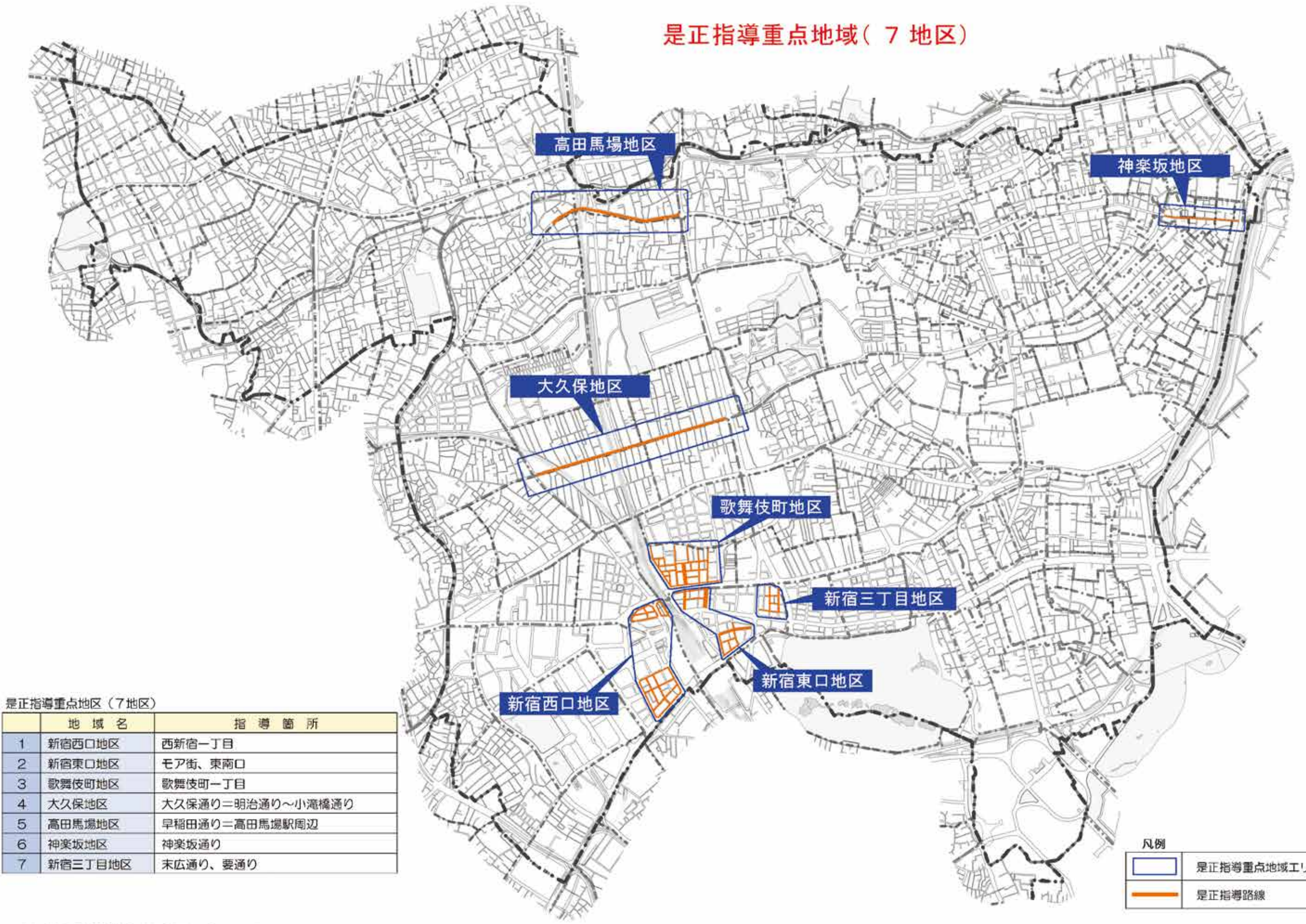
道路上に立て看板やのぼり旗、商品の陳列台などの路上等障害物を設置することは、街の景観を損ねるばかりでなく、車両や歩行者、特に障害者や高齢者にとって、大きな通行の障害となり危険な行為である。この行為は、道路法、道路交通法、東京都屋外広告物条例によって禁止されている。

平成 28 年 12 月 1 日には、誰もが快適に通行できる交通環境の確保を目的に、「新宿区路上等障害物による通行の障害の防止に関する条例」を施行した。新宿駅や高田馬場駅などの繁華街を中心とした 7 地区を「是正指導重点地域」として、地域の商店会や町会等の方々の協力を得ながら、警察や道路管理者である国、都と連携し合同でパトロールを行っている。

是正指導の実績（過去 3 年間）

			令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
是正指導	指導店舗件数	区道	1,694	2,043	1,757	1,953	1,064	1,299
		都道	347		196		235	
		国道	2		0		0	
	違反物件数	立て看板	2,456	3,039	2,195	3,296	1,399	2,049
		のぼり旗	226		98		61	
		商品の陳列台	92		323		143	
		その他	265		680		446	
	指導種別	口頭指導	1,653	2,043	1,788	1,953	1,259	1,299
		警告貼付	339		165		18	
		勧告書交付	51		0		22	
除去・ 一時保管	除去実施回数		0		0		1	
	対象店舗件数	区道	0	0	0	0	3	3
		都道	0		0		0	
		国道	0		0		0	
	撤去物件数	立て看板	0	0	0	0	0	3
		のぼり	0		0		0	
		その他	0		0		3	

是正指導重点地域(7地区)



是正指導重点地区(7地区)

	地域名	指導箇所
1	新宿西口地区	西新宿一丁目
2	新宿東口地区	モア街、東南口
3	歌舞伎町地区	歌舞伎町一丁目
4	大久保地区	大久保通り＝明治通り～小滝橋通り
5	高田馬場地区	早稻田通り＝高田馬場駅周辺
6	神楽坂地区	神楽坂通り
7	新宿三丁目地区	末広通り、要通り

凡例	
	是正指導重点地域エリア
	是正指導路線

路上等障害物対策



◀ 違反看板は歩行者等の通行の妨げとなりとても危険な行為です。

定期的に違反看板などの是正指導や撤去・一時保管を行っています。



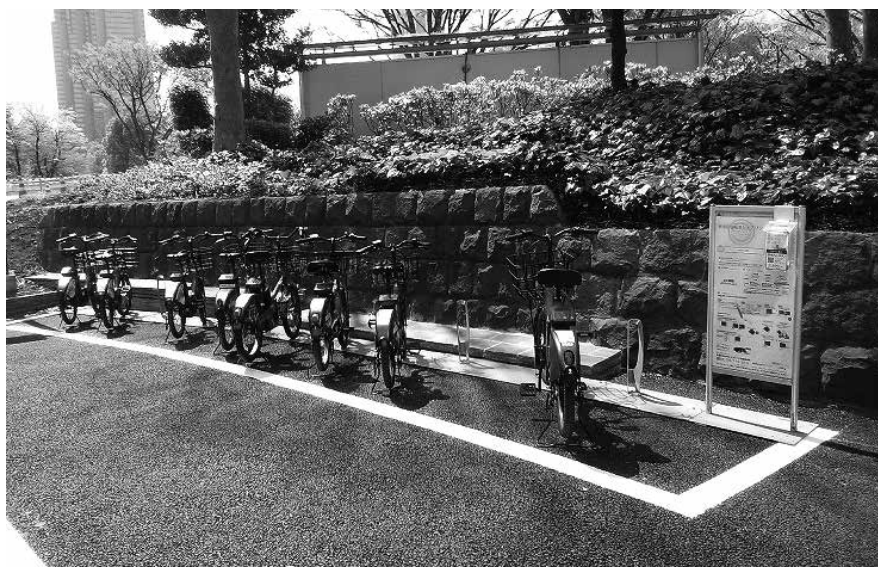
◀ 指導後は歩道を安心して歩くことができます。

(8) 新宿区自転車シェアリング事業

平成 28 年 10 月から、区民の新たな移動手段の確保や地域・観光の活性化、まちの回遊性の向上などを目的とし、運営事業者・株式会社ドコモ・バイクシェアと自転車シェアリング事業を実施している。

1 サイクルポート

自転車シェアリングの電動アシスト付き自転車を借りたり返したりできる自転車シェアリング専用の駐輪場で、区内には令和 7 年 4 月末現在、101 か所設置されている。(今後も増設)



新宿中央公園（ポケットパーク）

2 広域相互利用

千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区の 15 区と広域相互利用を行っている。これにより、新宿区を含む 16 区のどこのサイクルポートでも自転車の貸出・返却が可能となっている。(令和 7 年 4 月末現在)

交通事故相談

不幸にして交通事故に遭遇された区民を対象に交通事故相談を実施している。

この相談は損害賠償問題を中心に、当事者又は関係者からの相談に応じている。

- 相談日 毎週水・木曜日 午後1時～3時30分
- 受付 平日の午前8時30分から電話・窓口・web 受付
- 場所 区役所第1分庁舎2階区民相談室
- 相談員 弁護士

令和6年度の相談実績は下表のとおりである。

相談件数

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件 数	3	4	4	1	1	2	9	3	4	2	3	4	40

損害区分別

種 別	死 亡	傷 害	物 損	死亡と物損	傷害と物損	その他	計
件 数	0	20	8	0	10	2	40

事故種別

種 別	人対車	車両対車両	車両単独	自転車対車両	人対自転車	自転車相互	その他	計
件 数	11	9	3	7	4	5	1	40

相談内容

種 別	請求権者	賠償義務者	賠償額算定	過失割合	示談交渉	請求方法	刑事事件関係	その他	計
件 数	4	6	16	6	9	10	2	4	57

解決方法についての指導助言

種 別	示 談	調 停	提 訴	紹介斡旋	再 来	その他	計
件 数	15	1	2	10	0	12	40

参 考

新宿区交通安全協議会規約

(名称及び目的)

第1条 新宿区内の関係行政機関及び関係団体が、相互の協力体制を確立し、もって強力かつ効果的な全区民運動を推進し、交通事故のない住みよい新宿区を築くため、新宿区交通安全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- 一 交通安全思想の普及徹底に関すること。
- 二 交通安全運動の推進に関すること。
- 三 交通環境の整備に関すること。
- 四 前各号のほか、交通安全に関し協議会が認める事項。

(組織)

第3条 協議会の構成は、総会並びに幹事会とする。

2 総会は、別表第一に定める委員をもって構成する。

3 幹事会は、別表第二に定める幹事をもって構成する。

(会長)

第4条 会長は、新宿区長とし、協議会を代表する。

2 会長に事故あるときは、新宿区副区長がその職務を代理する。

(総会)

第5条 総会は、必要のつど会長が招集し、会議を主宰する。

2 会長は、必要と認めたときは、委員以外の者を臨時に参加させることができる。

3 総会は、書面又はオンライン等の方法により開催することができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、協議会の所掌事項について、検討及び調整等を行う。

2 幹事会は、委員であるみどり土木部長が招集し、会議を主宰する。

3 幹事会は、議事に関係ある幹事だけで開催することができる。

4 幹事会は、書面又はオンライン等の方法により開催することができる。

(規約改正)

第7条 協議会の規約は、出席委員の過半数の合意により改正することができる。ただし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

2 協議会の規約内容が軽微で、協議会に諮る必要がない場合は、会長の決定により改正することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、新宿区みどり土木部に事務局を置く。

附 則

この規約は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 63 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 3 年 8 月 12 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 3 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 5 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 8 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新宿区交通安全協議会委員

(区議会関係)

議		長
副	議	長
福 祉 健 康 委 員 会 委 員		長
環 境 建 設 委 員 会 委 員		長
文 教 子 ど も 家 庭 委 員 会 委 員		長

(関係団体)

牛 込 交 通 安 全 協 会 会 長
 新 宿 交 通 安 全 協 会 会 長
 戸 塚 交 通 安 全 協 会 会 長
 四 谷 交 通 安 全 協 会 会 長

四 谷 地 区 町 会 連 合 会 会 長
 簗 笥 町 管 内 町 会 連 合 会 会 長
 榎 町 地 区 町 会 連 合 会 会 長
 若 松 地 区 町 会 連 合 会 会 長
 大 久 保 地 区 町 会 連 合 会 会 長
 戸 塚 地 区 町 会 連 合 会 会 長
 落 合 第 一 地 区 町 会 連 合 会 会 長
 落 合 第 二 地 区 町 会 連 合 会 会 長
 柏 木 地 区 町 会 連 合 会 会 長
 西 新 宿 町 会 連 合 会 会 長
 区 役 所 地 区 連 合 会 会 長

四 谷 地 区 青 少 年 育 成 委 員 会 会 長
 簗 笥 地 区 青 少 年 育 成 委 員 会 会 長
 早 稲 田 地 区 青 少 年 育 成 委 員 会 会 長
 若 松 地 区 青 少 年 育 成 委 員 会 会 長
 大 久 保 地 区 青 少 年 育 成 委 員 会 会 長
 戸 塚 地 区 青 少 年 育 成 委 員 会 会 長
 落 合 第 一 地 区 青 少 年 育 成 委 員 会 会 長
 落 合 第 二 地 区 青 少 年 育 成 委 員 会 会 長
 柏 木 地 区 青 少 年 育 成 委 員 会 会 長
 角 筈 地 区 青 少 年 育 成 委 員 会 会 長

新 宿 区 高 齢 者 ク ラ ブ 連 合 会 会 長
 四 谷 地 区 高 齢 者 ク ラ ブ 連 合 会 会 長
 牛 込 地 区 高 齢 者 ク ラ ブ 連 合 会 会 長
 淀 橋 地 区 高 齢 者 ク ラ ブ 連 合 会 会 長
 戸 塚 地 区 高 齢 者 ク ラ ブ 連 合 会 会 長
 落 合 地 区 高 齢 者 ク ラ ブ 連 合 会 会 長

新 宿 区 婦 人 団 体 協 議 会 会 長
 新 宿 区 家 庭 教 育 グ ル ー プ 連 絡 会 会 長

(学校・保育所関係)

新宿区立小学校長会会長※
新宿区立中学校長会会長
新宿区立保育園・子ども園長会幹事
新宿区私立幼稚園連合会会長
新宿区私立保育園連合会会長
新宿区立小学校PTA連合会会長
新宿区立中学校PTA協議会会長
新宿区立幼稚園PTA連合会会長

(区職員等)

区	長
副 区	長
教 育 委 員 会	教 育 長
地 域 振 興 部	長
福 祉 部	長
子 ど も 家 庭 部	長
み ど り 土 木 部	長
都 市 計 画 部	長

(関係行政機関)

新宿労働基準監督署長
東京国道事務所代々木出張所長
東京都第三建設事務所長
警視庁牛込警察署長
警視庁新宿警察署長
警視庁戸塚警察署長
警視庁四谷警察署長
東京消防庁牛込消防署長
東京消防庁新宿消防署長
東京消防庁四谷消防署長

※新宿区立小学校長会会長が幼稚園長を併任していない場合は、幼稚園長を併任している小学校長を代理者として委員に充てる。

新宿区交通安全協議会幹事

新宿労働基準監督署安全衛生課長
東京国道事務所代々木出張所管理第三係長
東京都第三建設事務所管理課長
警視庁牛込警察署交通課長
警視庁新宿警察署交通課長
警視庁戸塚警察署交通課長
警視庁四谷警察署交通課長
東京消防庁牛込消防署警防課長
東京消防庁新宿消防署警防課長
東京消防庁四谷消防署警防課長
新宿区地域振興部地域コミュニティ課長
新宿区福祉部障害者福祉課長
新宿区福祉部地域包括ケア推進課長
新宿区子ども家庭部保育指導課長
新宿区子ども総合センター子育て支援課長
新宿区みどり土木部土木管理課長
新宿区みどり土木部道路課長
新宿区みどり土木部交通対策課長
新宿区都市計画部都市計画課長
新宿区教育委員会事務局教育調整課長

安全で快適なまちに

令和7年版(令和6年交通統計)

令和7年7月発行

編集・発行

新宿区みどり土木部交通対策課

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話(03)5273-4265

印刷物登録番号
2025-3-3810

この印刷物は、業者委託により450部印刷製本しています。その経費として、1部あたり957円(税込)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

